



第2期 寒川町子ども・子育て支援事業計画（案）

（令和2年度～令和6年度）

令和2年3月



寒川町

【 目 次 】

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	3
第2章 子ども・子育てをめぐる現状	4
1 人口と世帯の状況	4
2 少子化の動向	9
3 就業の状況	13
4 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の状況	15
5 ニーズ調査結果の概要	22
第3章 第1期計画の評価	29
1 各事業の評価について	29
2 事業の評価と課題	29
3 第1期計画の総括	32
第4章 計画の基本的な考え方	33
1 計画の基本理念	33
2 計画の基本的な視点	34
3 施策体系	35
第5章 施策の推進	36
基本目標1 子ども・子育て家庭の支援	36
施策の基本的方向1 地域での子育て家庭の支援	36
施策の基本的方向2 仕事と子育ての両立	40
施策の基本的方向3 子ども・子育て家庭への経済的支援の充実	41
基本目標2 母子の健康の確保と増進	43
施策の基本的方向1 母と子の健康づくり	43
施策の基本的方向2 保健医療の充実	45
基本目標3 教育環境の整備	46
施策の基本的方向1 学校教育の充実	46
施策の基本的方向2 幼児教育の充実	47
施策の基本的方向3 家庭や地域の教育力の向上	48

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備.....	49
施策の基本的方向1 バリアフリーのまちづくり.....	49
施策の基本的方向2 安全・安心まちづくり.....	50
施策の基本的方向3 子どもの遊び場の確保.....	52
基本目標5 要支援家庭への取り組み.....	54
施策の基本的方向1 児童虐待の防止.....	54
施策の基本的方向2 ひとり親家庭への支援.....	55
施策の基本的方向3 障がい児施策の充実.....	56
 第6章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	58
1 教育・保育施設の量の見込みと確保方策.....	60
2 地域型保育事業の量の見込みと確保方策.....	62
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	64
4 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容に関する事項.....	73
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項.....	74
6 任意記載事項.....	74
 第7章 新・放課後子ども総合プラン行動計画.....	76
1 新・放課後子ども総合プランについて.....	76
2 事業計画.....	76
3 町における取り組み.....	77
4 一体型の実施についての目標事業量等.....	77
 第8章 子どもの貧困対策.....	79
1 子どもの貧困対策について.....	79
2 市町村計画.....	79
3 町における取り組み.....	79
 第9章 計画の推進体制.....	81
1 計画の推進.....	81
2 計画の進行管理.....	81
3 計画の進行状況の公表.....	81
4 国・県への要望.....	81

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

平成15年の「次世代育成支援対策推進法」や「少子化社会対策基本法」の施行など、国の少子化対策を受ける形で、町では、平成17年3月に「寒川町次世代育成支援対策行動計画」を策定し、子育て家庭の支援や母子の健康の確保と増進、教育環境の整備など、家族と地域の子育て環境づくりを目指した様々な事業に取り組んできました。

しかしながら、全国的な少子化の傾向は引き続き進行しており、平成29年の国の合計特殊出生率は1.43で、依然として低い水準で推移しています。

また、近年の核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子どもとその家族を取り巻く環境の変化によって、子育てに対する子育て家庭の負担や不安、孤立感が高まっており、子どもの成長と子育て家庭を、社会全体で支援していくことが求められています。

こうした状況を踏まえ平成24年に、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指し、幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の新たな給付や、認定こども園制度の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

町では、こうした「子ども・子育て関連3法」の趣旨を踏まえ、それまでの「寒川町次世代育成支援対策行動計画」も継承する形で、平成27年3月に「寒川町子ども・子育て支援事業計画（以下「第1期計画」という。）」を策定し、町の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な事業を推進してきました。

平成29年には、より現状に即した子ども・子育て支援の推進を図るため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の見込量を再分析し、第1期計画の中間年における見直しを行いました。

この間、国では、待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の前倒しでの実施や幼児教育・保育の無償化など、子育て支援対策を加速化しており、県及び市町村、地域社会が一体となってさらなる子育て支援に取り組むことが求められています。

こうした流れを踏まえ、町では、第1期計画を検証し、さらなる子育て環境の充実を図るため、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした「第2期寒川町子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、各年度の「教育・保育」の必要量の見込み、「地域子ども・子育て支援事業」の必要量の見込み、これらの提供体制の確保の内容と実施時期を定めるものです。

なお、本計画は、第1期計画に引き続き「寒川町次世代育成支援対策行動計画」を包含するとともに、平成31年度（令和元年度）から実施している「新・放課後子ども総合プラン」の市町村行動計画としての内容も包含して策定することとします。

また、令和元年6月に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を踏まえ、子どもの貧困対策についての市町村計画としての内容も包含することとします。

○次世代育成支援対策行動計画

「次世代育成支援対策推進法」が平成26年4月に改正され、同法の期限が令和7年3月31日までとされたことから、計画の基本理念に基づく子ども・子育て支援施策の展開について定めます。

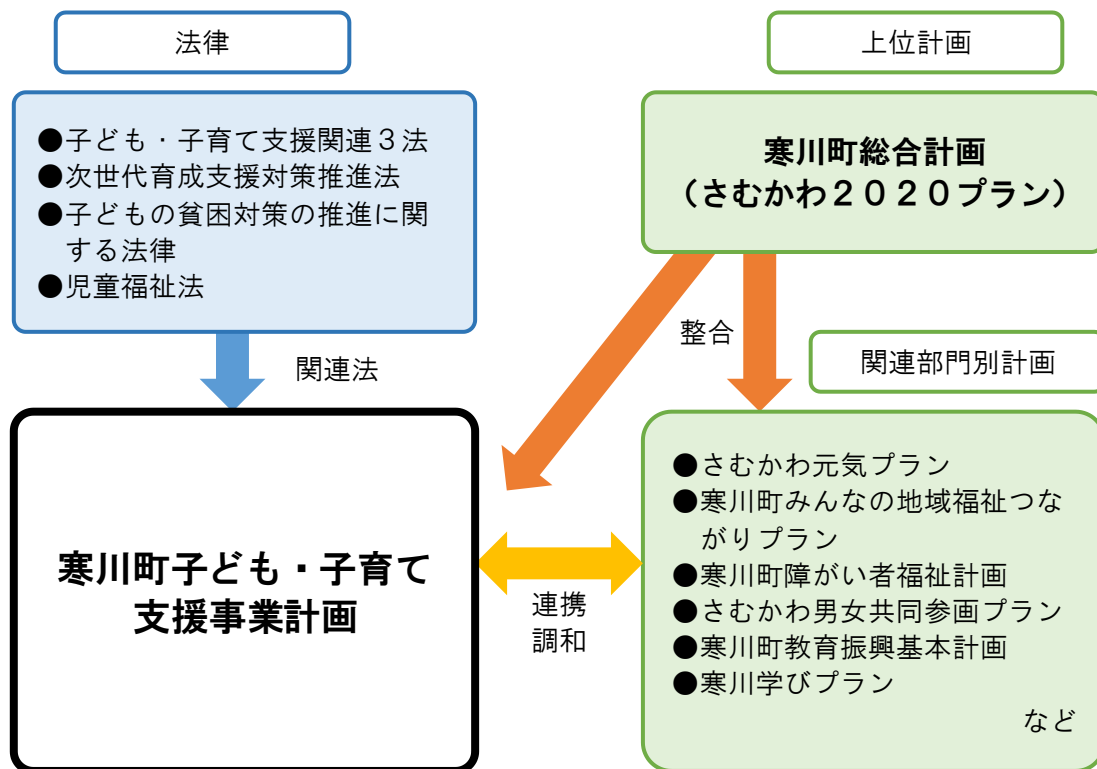
○新・放課後子ども総合プランについて

平成26年7月に策定された国の「放課後子ども総合プラン」に代わり平成30年9月に取りまとめられた、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図るためのプランで、市町村行動計画により町が取り組むべき内容について定めます。

○子どもの貧困対策について

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が令和元年6月に改正され、子どもの貧困対策についての計画の策定が市町村でも努力義務となったことから、国が定める同法律の大綱等を勘案して町における子どもの貧困対策について定めます。

図表1-1 上位計画、関連法案との関係



3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年です。

平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
第1期子ども・子育て支援事業計画									
					第2期子ども・子育て支援事業計画				

4 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の実施

本計画の策定に先立ち、町では就学前児童をもつ保護者全世帯に対しニーズを把握するために、平成30年11月から12月にかけて、子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査を実施しました。

(2) 寒川町子ども・子育て会議の設置

本計画の内容を審議するため、寒川町子ども・子育て会議を設置し、学識経験者、保育・教育関係者、子ども・子育て支援に関する関係団体などの委員による議論を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

「寒川町パブリックコメント手続に関する規則」に基づき、計画案に対する意見及び情報を広く町民から募集しました。

第2章 子ども・子育てをめぐる現状

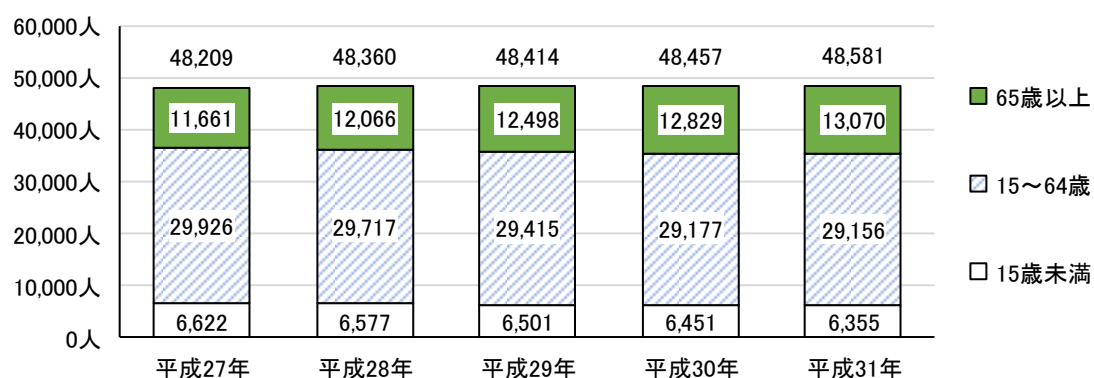
1 人口と世帯の状況

(1) 総人口及び年齢3区分別人口

町の人口は、平成31年4月1日現在、48,581人となっています。平成27年からの推移をみると、年々増加しており、5年間で372人の増加となっています。

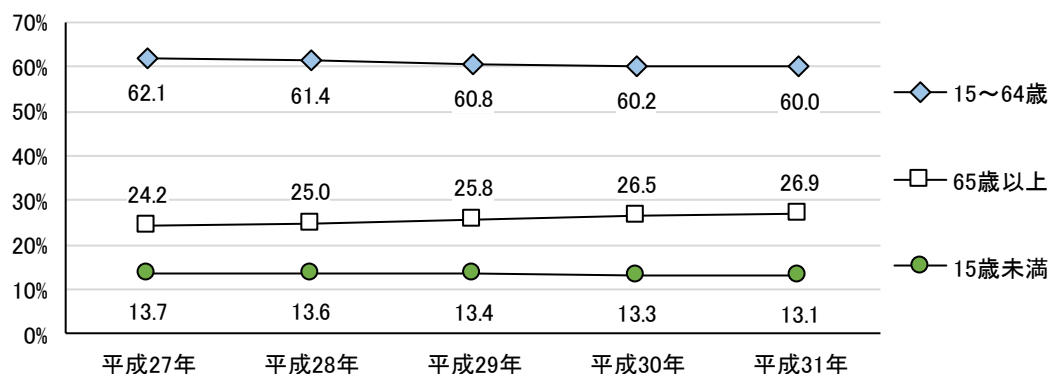
年齢3区分でみると、65歳以上の老年人口は増加しているものの、15～64歳の生産年齢人口、15歳未満の年少人口が減少しており、少子高齢化が進んでいることがわかります。

図表2-1 総人口及び年齢3区分人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

図表2-2 年齢3区分人口構成比の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 児童数

町の0～11歳の児童数は、平成31年4月1日現在で5,002人となっています。

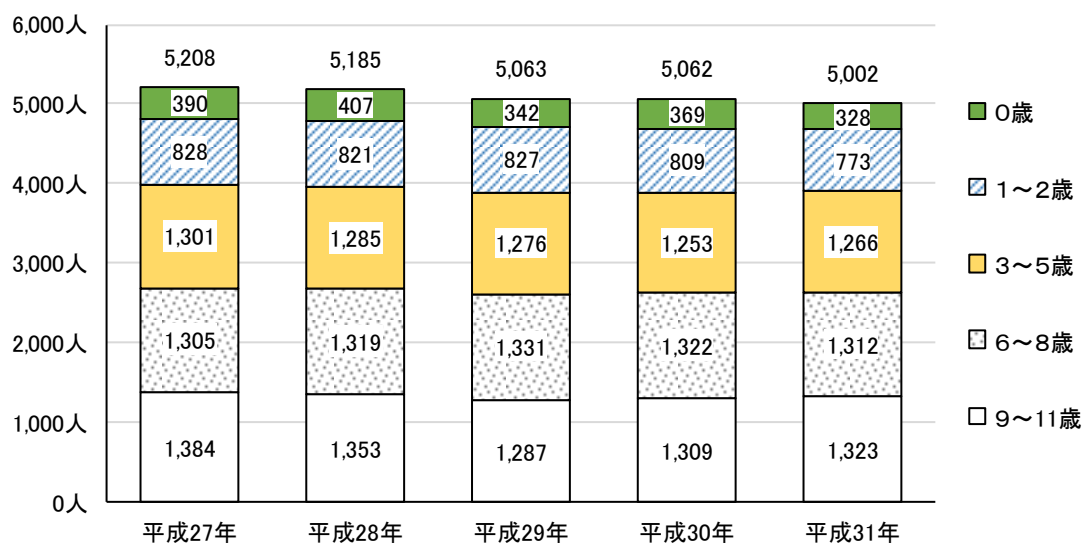
平成27年から平成31年までの5年間の推移をみると、全体的に減少傾向となっています。

図表2-3 児童数の推移

(単位:人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	390	407	342	369	328
1～2歳	828	821	827	809	773
3～5歳	1,301	1,285	1,276	1,253	1,266
6～8歳	1,305	1,319	1,331	1,322	1,312
9～11歳	1,384	1,353	1,287	1,309	1,323
合計	5,208	5,185	5,063	5,062	5,002

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)



(3) 世帯数と1世帯あたり人員数の推移

町の世帯数は、増加傾向にあり、平成29年には19,038世帯となっています。

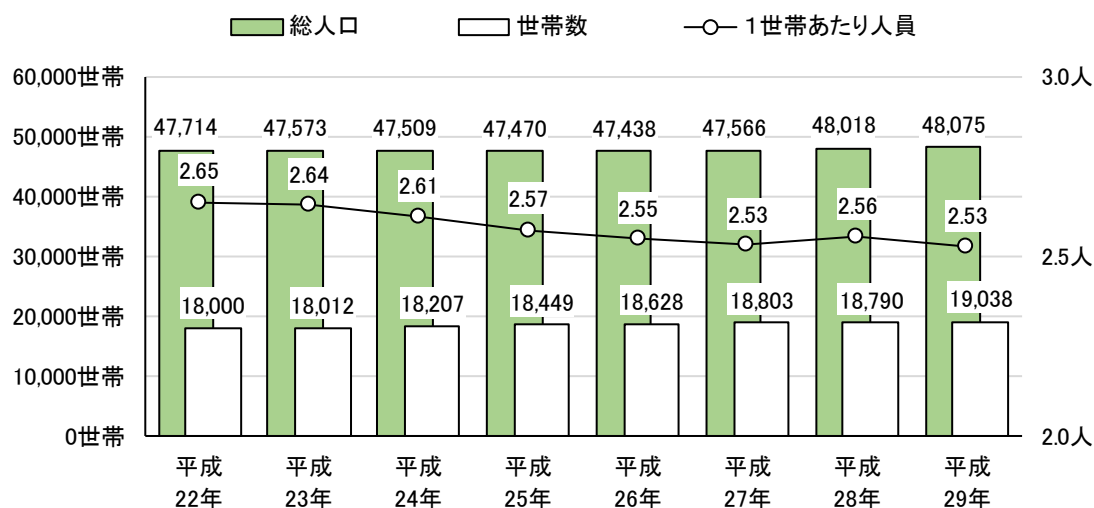
一方、1世帯あたり人員数は減少傾向にあり、核家族化が進んでいることがわかります。

図表2-4 世帯数及び1世帯あたり人員の推移

単位：人、世帯

	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年
総人口	47,714	47,573	47,509	47,470	47,438	47,566	48,018	48,075
世帯数	18,000	18,012	18,207	18,449	18,628	18,803	18,790	19,038
1世帯あたり人員	2.65	2.64	2.61	2.57	2.55	2.53	2.56	2.53

資料：神奈川県 国勢調査確定数を基準人口とした推計人口（各年1月1日現在）



(4) 世帯類型

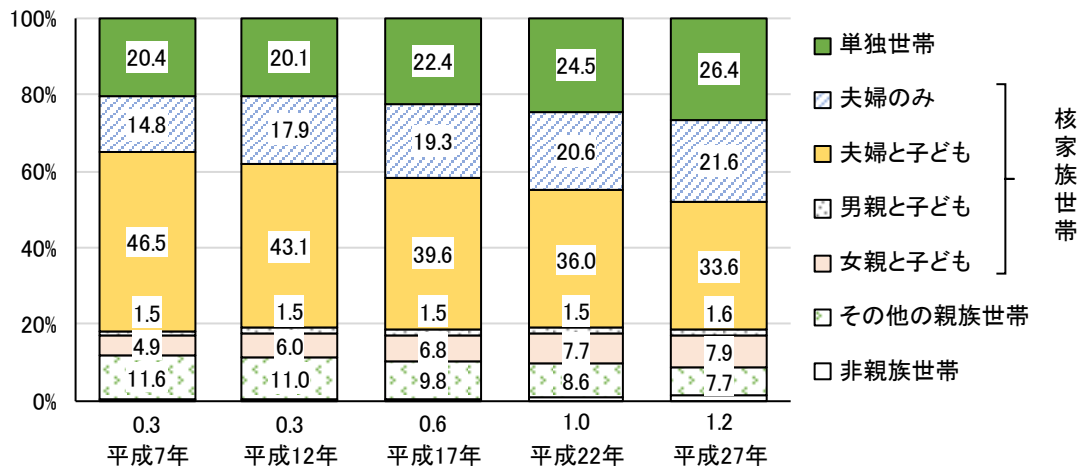
町の世帯類型による世帯数の推移をみると、平成27年では核家族世帯が総世帯数の64.7%を占めており、そのうち「夫婦のみ」の世帯と「ひとり親（男親と子ども及び女親と子ども）」の世帯が年々増加しています。

図表2-5 世帯類型による世帯割合及び世帯数の推移

単位：世帯

家族類型別世帯数	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年	6歳未満 親族の いる世帯	18歳未満 親族の いる世帯
総世帯数	15,629	15,933	17,142	18,003	18,710	1,844	4,538
単独世帯	3,185	3,210	3,840	4,411	4,941		5
親族世帯	12,393	12,675	13,204	13,414	13,553	1,837	4,520
核家族世帯	10,580	10,922	11,524	11,858	12,117	1,666	3,947
夫婦のみ	2,313	2,846	3,304	3,702	4,034		
夫婦と子ども	7,274	6,869	6,795	6,487	6,292	1,597	3,492
男親と子ども	228	245	259	277	304	6	53
女親と子ども	765	962	1,166	1,392	1,487	63	402
その他の親族世帯	1,813	1,753	1,680	1,556	1,436	171	573
非親族世帯	51	48	98	178	216	7	13

資料：国勢調査（世帯の家族類型「不詳」を除く）

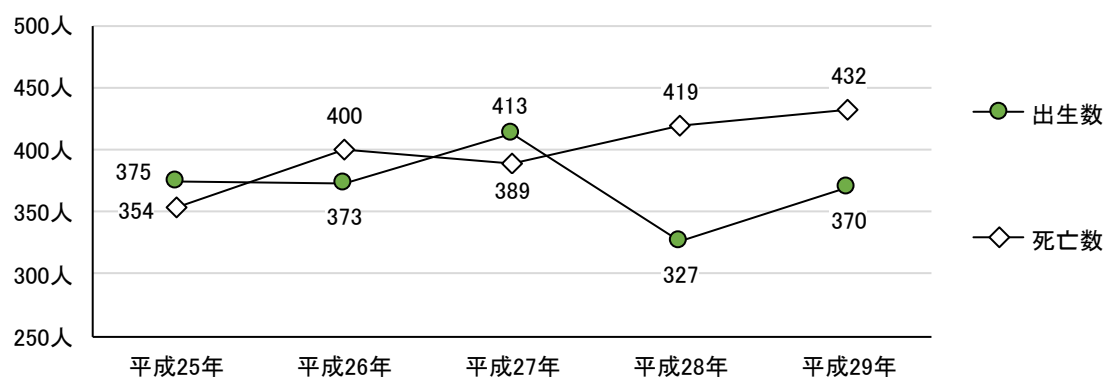


資料：国勢調査

(5) 自然動態

町の出生数及び死亡数の推移をみると、平成29年以降、死亡数が出生数を上回る自然減の傾向にあります。

図表2-6 出生数及び死亡数の推移

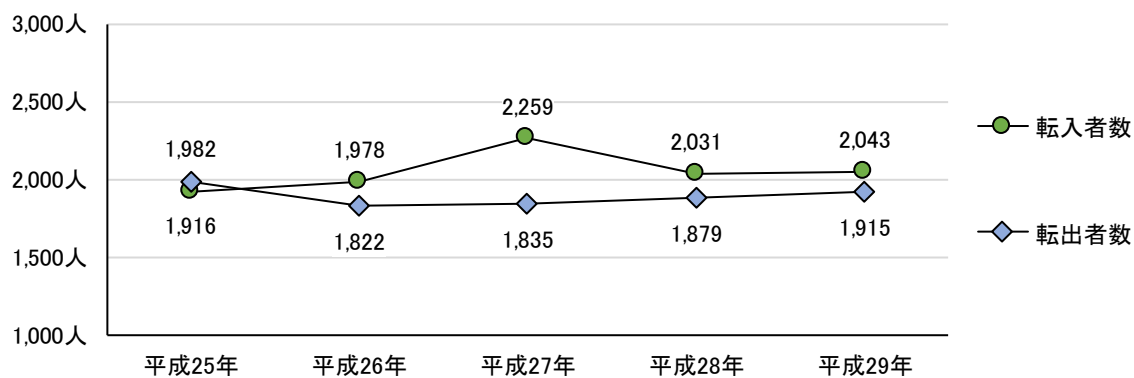


資料：神奈川県衛生統計年報

(6) 社会動態

町の転入者数及び転出者数の推移をみると、転入者数が転出者数を上回っており、それに伴って子育て世代の転入も多くなっていると考えられます。

図表2-7 転入者数及び転出者数の推移



資料：神奈川県人口統計調査

2 少子化の動向

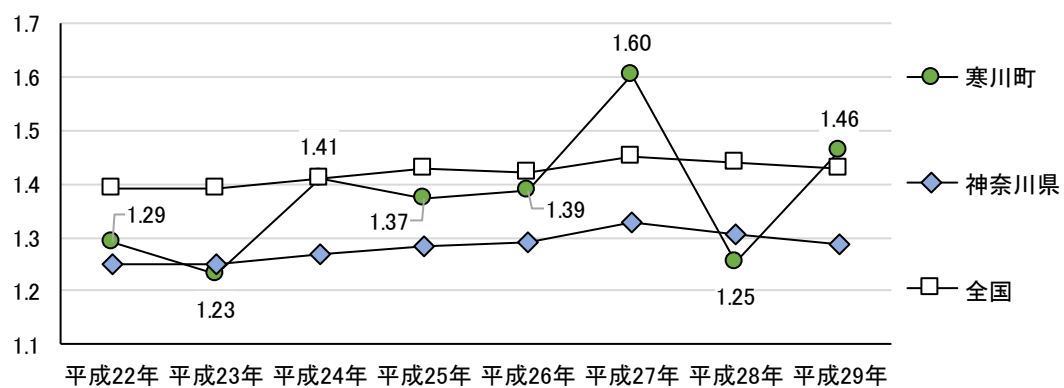
(1) 合計特殊出生率

町の合計特殊出生率は、平成29年で1.46となっており、全国及び神奈川県の数値を上回っています。

図表2-8 合計特殊出生率の推移

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
寒川町	1.29	1.23	1.41	1.37	1.39	1.60	1.25	1.46
神奈川県	1.25	1.25	1.27	1.28	1.29	1.33	1.31	1.29
全国	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43

資料：神奈川県衛生統計年報



(2) 出生数・出生率

町の出生数は増減を繰り返して推移しており、平成29年は370人、出生率(人口千人あたり)は7.7‰となっています。

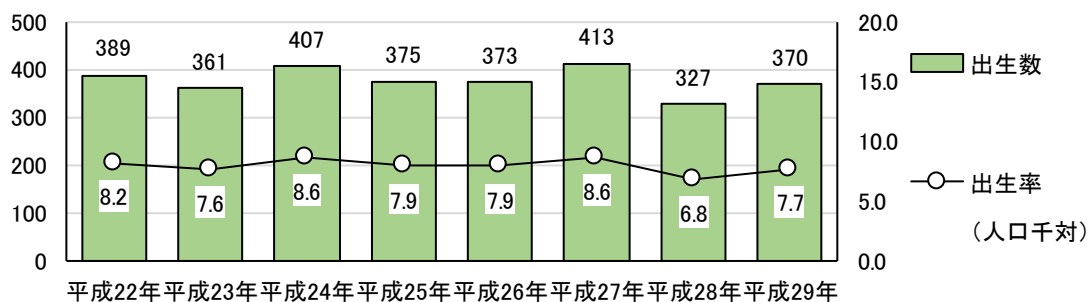
出生率を全国及び神奈川県と比較すると、平成29年は全国及び神奈川県を0.1ポイント上回っています。

図表2-9 出生数・出生率の推移

単位: 人、‰(パーミル、千分率)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
出生数	389	361	407	375	373	413	327	370
出生率	8.2	7.6	8.6	7.9	7.9	8.6	6.8	7.7

資料: 神奈川県衛生統計年報

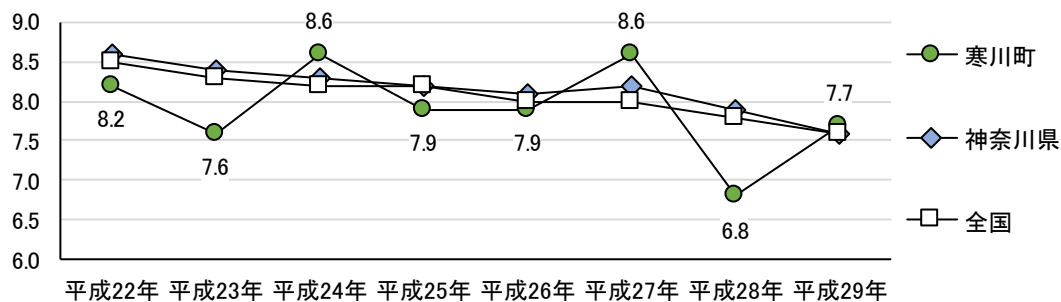


図表2-10 出生率の比較

単位: ‰(パーミル、千分率)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
寒川町	8.2	7.6	8.6	7.9	7.9	8.6	6.8	7.7
神奈川県	8.6	8.4	8.3	8.2	8.1	8.2	7.9	7.6
全国	8.5	8.3	8.2	8.2	8.0	8.0	7.8	7.6

資料: 神奈川県衛生統計年報



(3) 男性の未婚率の推移

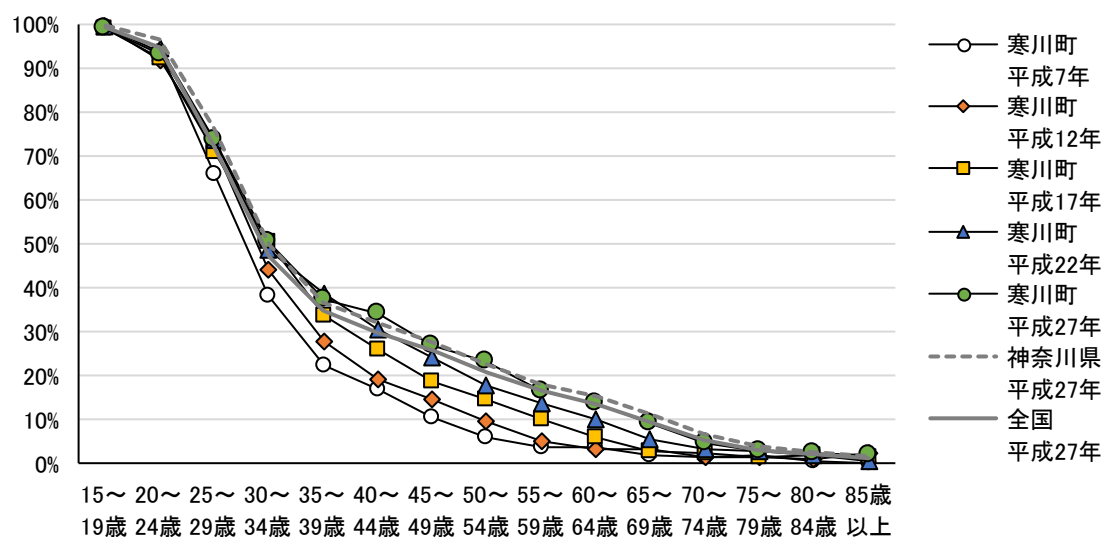
町の男性の平成27年の未婚率は、25～29歳が73.6%、30～34歳が50.4%、35～39歳が37.3%、40～44歳が34.3%、45～49歳が27.1%となっており、いずれも全国値より高くなっています。

図表2-11 男性の未婚率の推移

単位：％

	寒川町					神奈川県	全国
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成27年	平成27年
15～19歳	99.7	99.5	99.4	99.6	99.0	99.7	99.7
20～24歳	93.6	92.1	92.4	94.7	93.5	96.6	95.0
25～29歳	66.2	72.6	70.8	73.9	73.6	76.8	72.7
30～34歳	38.2	44.2	50.4	48.9	50.4	50.0	47.1
35～39歳	22.2	27.8	33.9	38.5	37.3	36.8	35.0
40～44歳	16.7	18.9	26.1	30.4	34.3	32.3	30.0
45～49歳	10.7	14.7	18.7	24.3	27.1	27.5	25.9
50～54歳	6.1	9.4	14.5	17.7	23.2	22.4	20.9
55～59歳	3.8	5.0	10.2	13.8	16.5	18.0	16.7
60～64歳	3.6	3.4	6.0	9.8	13.5	15.5	13.6
65～69歳	1.9	3.3	2.8	5.4	9.3	11.0	9.3
70～74歳	1.2	1.3	2.5	3.1	4.7	6.5	5.3
75～79歳	1.7	1.5	1.3	2.9	2.5	3.7	3.2
80～84歳	0.6	1.0	2.0	2.0	2.3	2.3	2.0
85歳以上	0.0	2.4	1.6	0.4	1.7	1.6	1.2

資料：国勢調査（年齢不詳は含まれていません）



(4) 女性の未婚率の推移

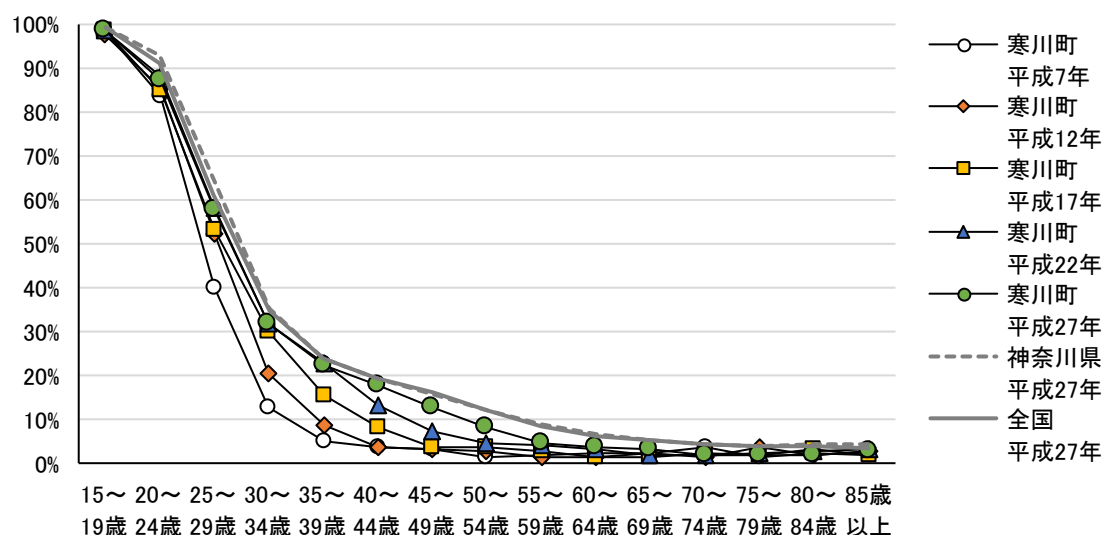
町の女性の平成27年の未婚率は、25～29歳が57.9%、30～34歳が31.9%、35～39歳が22.5%、40～44歳が17.9%、45～49歳が12.9%となっており、全体的に全国値及び神奈川県より低くなっています。

図表2-12 女性の未婚率の推移

単位：％

	寒川町					神奈川県	全国
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成27年	平成27年
15～19歳	98.8	98.1	98.8	99.0	99.0	99.5	99.4
20～24歳	83.7	85.5	85.0	88.2	87.4	93.3	91.4
25～29歳	40.1	52.5	53.2	58.4	57.9	64.7	61.3
30～34歳	12.8	20.6	29.9	31.7	31.9	35.4	34.6
35～39歳	4.9	8.7	15.7	22.6	22.5	23.7	23.9
40～44歳	3.5	3.8	8.0	13.3	17.9	19.2	19.3
45～49歳	3.4	3.3	3.5	7.3	12.9	15.6	16.1
50～54歳	1.6	2.8	3.6	4.4	8.0	11.9	12.0
55～59歳	2.0	1.3	2.9	4.1	4.4	8.8	8.3
60～64歳	2.3	1.6	1.4	3.0	3.8	6.5	6.2
65～69歳	2.3	2.4	1.3	1.9	3.3	5.4	5.3
70～74歳	3.6	1.2	2.1	2.0	1.9	4.2	4.3
75～79歳	1.3	3.7	1.7	2.4	1.8	3.9	3.9
80～84歳	2.5	2.0	3.3	2.7	1.7	4.4	3.9
85歳以上	1.9	2.7	1.8	3.4	2.6	4.2	3.6

資料：国勢調査（年齢不詳は含まれていません）



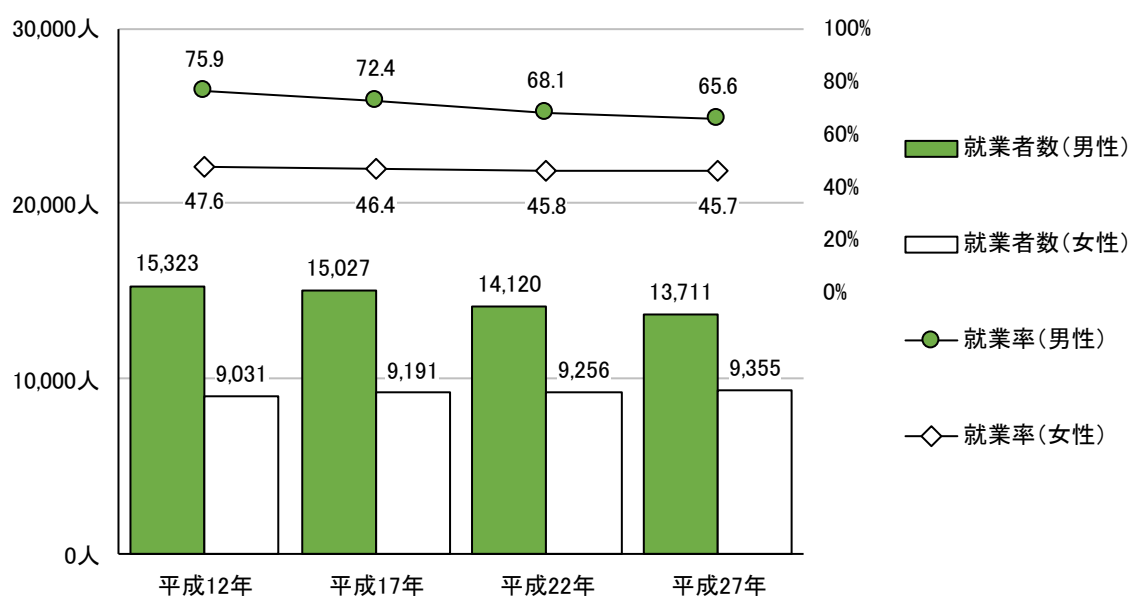
3 就業の状況

(1) 就業者数・就業率

町の就業者数について、男性は年々減少していますが、女性は年々増加しており、平成27年では9,355人となっています。

就業率は、男女ともに年々低下し、平成27年では男性が65.6%、女性が45.7%となっています。

図表2-13 女性の就業者数の推移



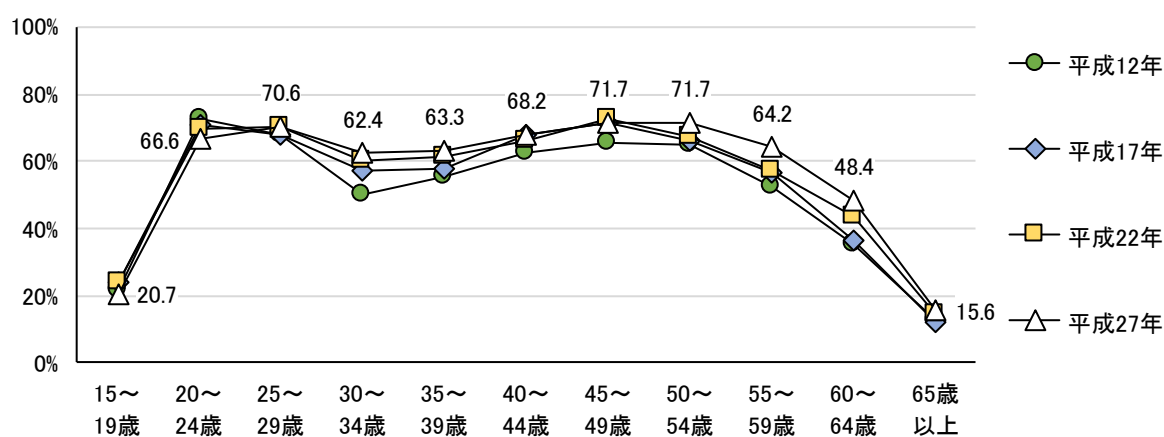
資料: 国勢調査

(2) 年齢別労働力率

年齢別の労働力率は男性が低下傾向にある中で、女性は上昇傾向にあり、働く女性の割合が増えています。

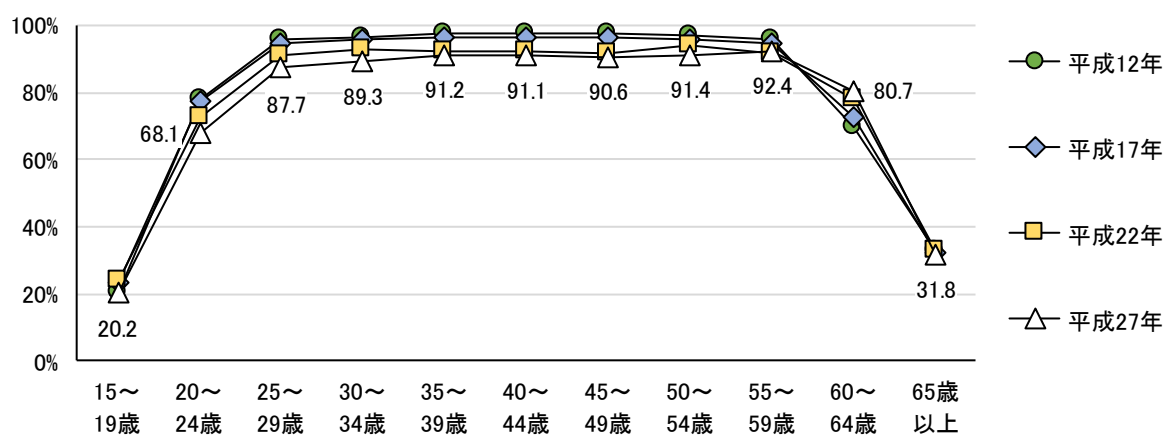
また、女性の年齢別の労働力率を年齢に沿ってみると、25～29歳をピークに減少し、さらに40歳を超えると労働力率は再び高くなる「M字曲線」を示しています。30代前後で結婚や出産を理由として離職する割合が多くなっているものと考えられますが、その差は年々小さくなっています。

図表2-14 女性の年齢別労働力率



資料:国勢調査

図表2-15 男性の年齢別労働力率



資料:国勢調査

4 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の状況

第1期計画期間における教育・保育施設、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の各事業の状況です。

1年間の数値によるものについては、平成30年度までの表記としています。

■教育・保育施設

(1) 幼稚園

学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず、子どもの心身の発達を助長するために3歳からの幼児を対象とする教育施設です。

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者実績①	710	702	707	604	604
確保提供量②	690	690	674	674	674
1号認定	490	490	474	474	474
2号認定	200	200	200	200	200
差 異 (②-①)	-20	-12	-33	70	70

(2) 認可保育所

「児童福祉法」に基づき、保護者の就労など何らかの理由によって、家庭などでの十分な保育が受けられない乳幼児を保育する施設で、県の認可を受けた施設です。

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者実績①	623	663	660	660	648
確保提供量②	630	630	630	630	630
2号認定	390	390	390	390	390
3号認定 (0歳)	60	60	40	40	40
3号認定 (1・2歳)	180	180	200	200	200
差 異 (②-①)	7	-33	-30	-30	-18

(3) 認定こども園

小学校就学前の乳幼児に対して幼児教育と保育を提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能を備えた施設です。

【幼稚園部分】

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者実績①	—	—	—	98	104
確保提供量②	—	—	—	162	162
1号認定	—	—	—	162	162
2号認定	—	—	—	—	—
差 異 (②－①)	—	—	—	64	58

【保育所部分】

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者実績①	—	—	—	19	36
確保提供量②	—	—	—	50	50
2号認定（保育所部分）	—	—	—	30	30
3号認定（0歳）	—	—	—	6	6
3号認定（1・2歳）	—	—	—	14	14
差 異 (②－①)	—	—	—	46	34

■地域型保育事業

(1) 小規模保育事業

少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う事業です。

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者実績①	—	—	—	— 6月1日開園	18
確保提供量②	—	—	—	19	19
3号認定（0歳）	—	—	—	3	3
3号認定（1・2歳）	—	—	—	16	16
差 異 (②－①)	—	—	—	19	1

(2) 家庭的保育事業

家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行う事業です。

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者推計①	—	—	—	5	5
確保提供量②	—	—	—	5	5
3号認定（0歳）	—	—	—	1	1
3号認定（1・2歳）	—	—	—	4	4
差 異（②－①）	0	0	0	0	0

(3) 事業所内保育事業

会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する事業です。

第1期計画での利用者見込及び確保提供量の設定はありません。

(4) 居宅訪問型保育事業

障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅において1対1で保育を行う事業です。

第1期計画での利用者見込及び確保提供量の設定はありません。

■地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

(単位：か所)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
基 本 型	1	1	1	1	1
母子保健型	—	—	1	1	1
特 定 型	—	—	—	—	—

(2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

(単位：人日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者実績（人日）	8,239	9,101	9,259	9,342

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。1人当たり14回分の妊婦健康診査費用補助券を交付しています。

(単位：延人数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
事業実績	4,713	4,020	4,591	4,126

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる家庭を保健師等が訪問し、発育・栄養・育児・生活環境等の相談や、子育て支援に関する情報提供、養育環境等の把握を行う事業です。

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
事業実績	429	343	349	341

(5) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業で把握した「保護者の養育上の支援が特に必要と認められる」家庭を訪問し、その先につなげるための相談・指導・助言その他の援助を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
事業実績	2	3	5	12

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

第1期計画の利用者見込及び確保提供量の設定はありません。

(7) ファミリー・サポート・センター（就学児のみ）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

(7) では就学児のみを対象としており、乳幼児については(8) 一時預かり事業の②一時預かり事業（幼稚園型以外）で対象としています。

(単位：人日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者実績	769	892	885	910

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

①一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園在園児を対象として、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、希望者を教育（保育）する事業です。園によって実施日や実施時間などの状況は異なります。

（単位：人日）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者実績	14,021	13,609	12,036	13,042

②一時預かり事業（幼稚園型以外）

幼稚園型を除く一時預かり事業で、内訳は次の3事業です。一時保育事業は、町内の保育所4園で通常の保育の余裕活用型として実施しています。夜間養護等事業は、第1期計画の利用者見込及び確保提供量の設定はありません。

○ファミリー・サポート・センター事業（就学前）

乳幼児の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

○一時保育事業

日頃保育所を利用していなくても、一時的に児童を預けることができる事業です。

○夜間養護等事業（トワイライトステイ）

保護者の帰宅が遅い場合や休日に不在の場合に、夜間・休日に児童養護施設等で児童を預かる事業です。

（単位：人日）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者実績	ファミサポ（就学前）	1,138	1,261	800	756
	一時保育事業	1,564	1,255	718	485
	合計①	2,702	2,516	1,518	1,241
確保提供量	ファミサポ（就学前）	1,138	1,261	800	756
	一時保育事業	1,564	1,255	718	485
	合計②	2,702	2,516	1,518	1,241
差 異（②－①）		0	0	0	0

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

(単位：人日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者実績	9,571	11,965	13,618	9,425

(10) 病児・病後児保育事業

病気や病気回復期の病児や、突然の発熱等で集団保育が困難な児童を、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

第1期計画の利用者見込及び確保提供量の設定はありません。

(11) 放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

平成31年4月現在、各小学校区に1か所（南小学校区は2か所）の放課後児童クラブを設置しています。

(単位：人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者実績	1年生	100	88	88	99	108
	2年生	50	76	73	66	82
	3年生	26	34	50	47	46
	4年生	4	10	16	15	14
	5年生	1	3	2	7	1
	6年生	0	1	3	2	0
	合 計	181	212	232	236	251

5 ニーズ調査結果の概要

調査は、事業計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の利用意向等を把握・分析することを目的として実施しました。

■調査期間

平成30年11月～平成30年12月

■調査対象

種類	対象者	調査件数
就学前児童	就学前児童を持つ保護者	1,970件
小学生	就学児童の保護者	962件

■回収結果

種類	配布・回収方法	有効回収数	有効回収率
就学前児童	配付：郵送 回収：郵送・Web・回収箱	850件	43.1%
小学生	学校にて配付・回収	470件	48.9%

■ニーズ調査結果の概要を見るにあたっての注意点

- 図表中の「n」とは、その設問の回答者数を表しています。
- 調査結果の比率は、設問の回答者数を基数として、小数第2位を四捨五入し、小数第1位までを示しています。そのため、その合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答の設問の場合、回答比率の合計は100.0%を超える場合があります。
- 図表中「無回答」とあるものは、回答が示されていない、又は回答の判別が困難なものです。

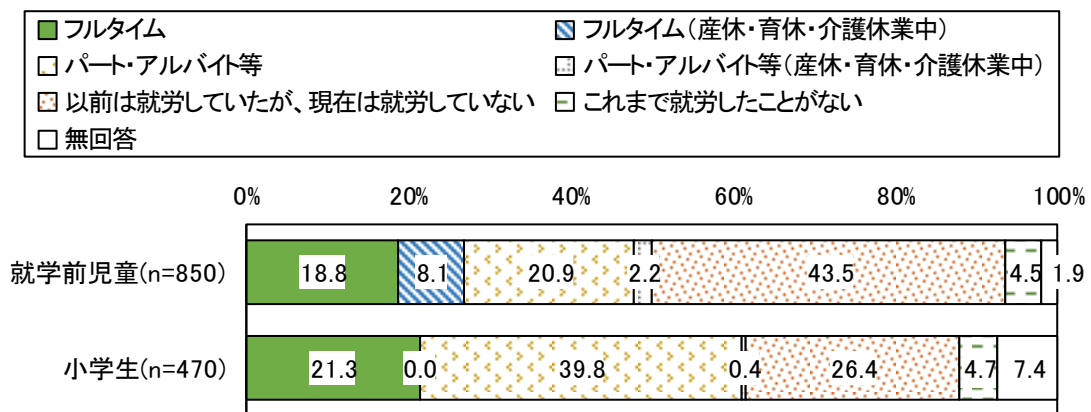
(1) 母親の就労状況・就労希望

就学前児童の母親の就労状況は、「パート・アルバイト等」が20.9%、「フルタイム」が18.8%で、産休・育休・介護休業中の母親と合わせると50.0%が就労している状況です。

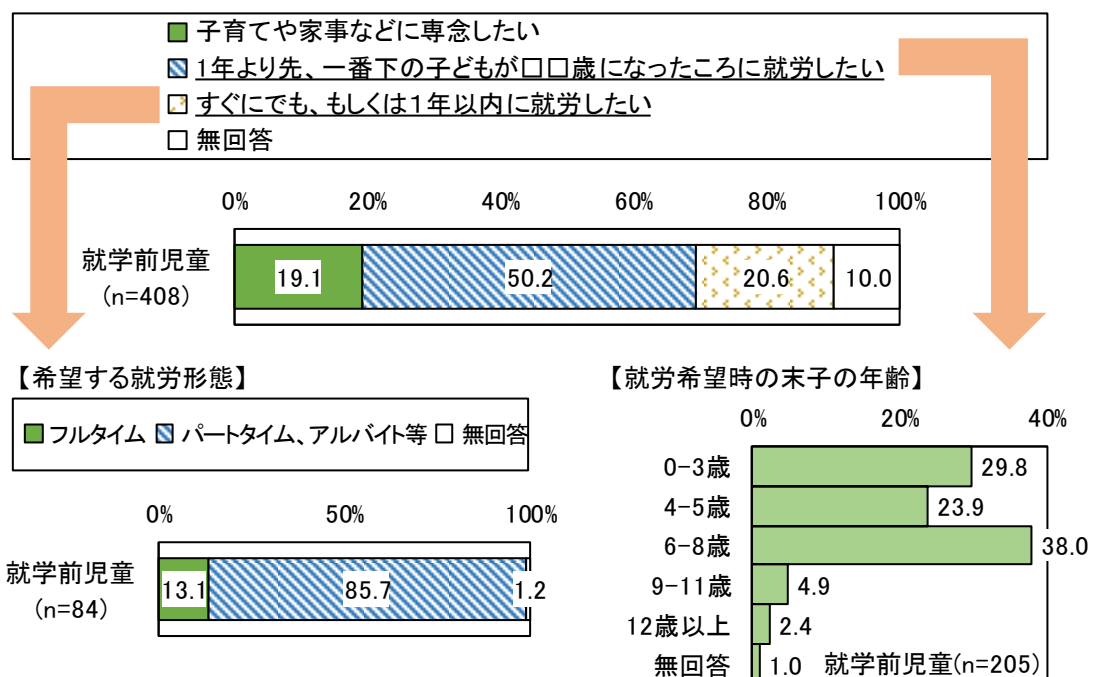
一方、小学生の母親は、「パート・アルバイト等」が39.8%、「フルタイム」が21.3%で、産休・育休・介護休業中の母親と合わせると61.5%が就労している状況です。

就学前児童の母親のうち、就労していない母親の就労希望は、「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」が50.2%で最も多く、そのうちの53.7%が就学前の年齢からの就労を希望しています。また、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と回答した方の85.7%は「パート、アルバイト等」を希望しています。希望する就労形態は「パート・アルバイト等」が85.7%でした。

図表2-16 母親の就労状況



図表2-17 就労していない母親の就労希望



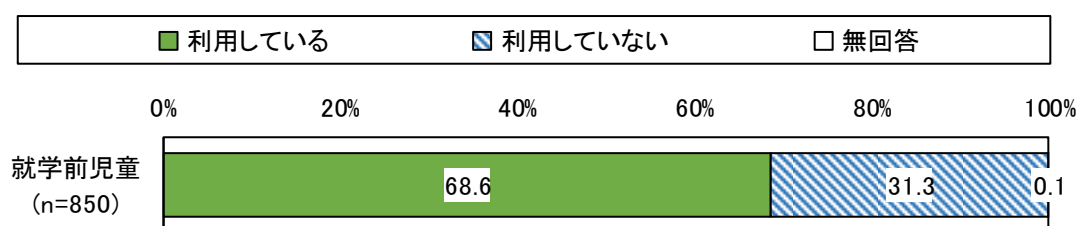
(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用

就学前児童の定期的な教育・保育事業の利用状況は、「利用している」と回答した方が68.6%を占めています。

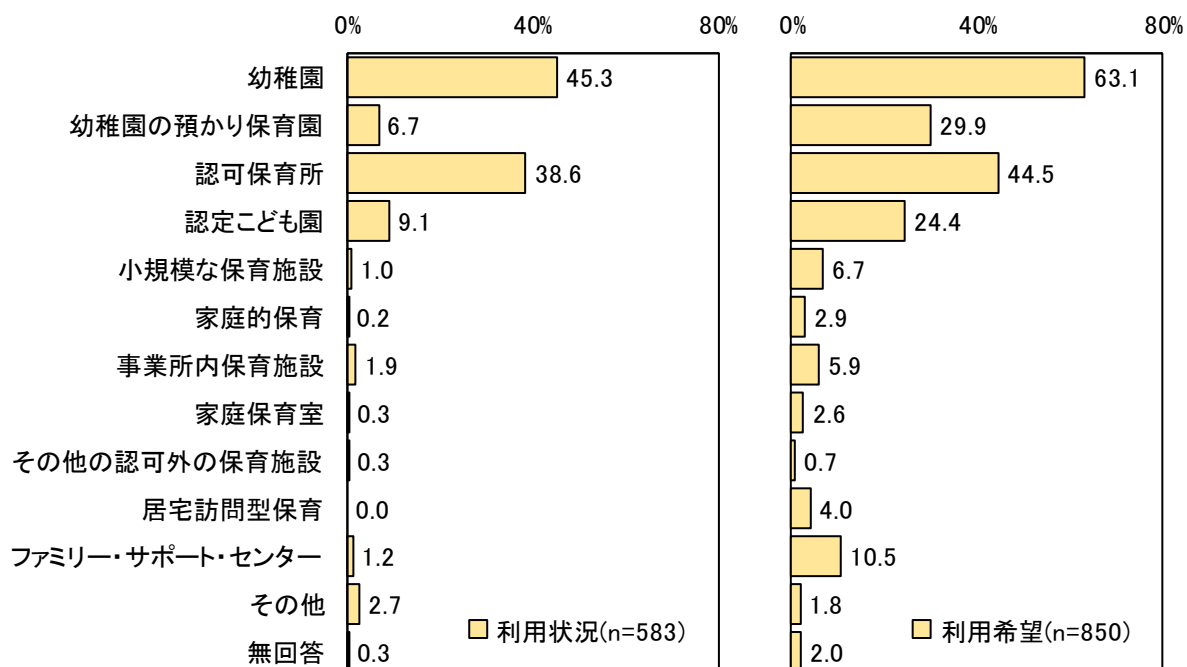
利用中の定期的な教育・保育事業は、「幼稚園」が45.3%で最も多く、次いで「認可保育所」が38.6%、「認定こども園」が9.1%、「幼稚園の預かり保育」が6.7%となっています。

一方、利用を希望する定期的な教育・保育事業は、「幼稚園」が63.1%、「認可保育所」が44.5%、「幼稚園の預かり保育」が29.9%、「認定こども園」が24.4%となっています。

図表2-18 定期的な教育・保育事業の利用状況



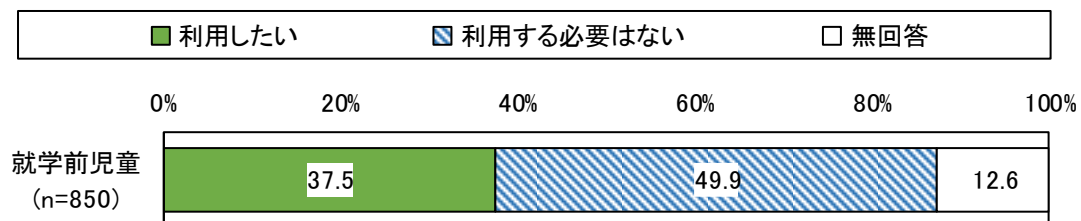
図表2-19 利用中の定期的な教育・保育事業と希望する定期的な教育・保育事業



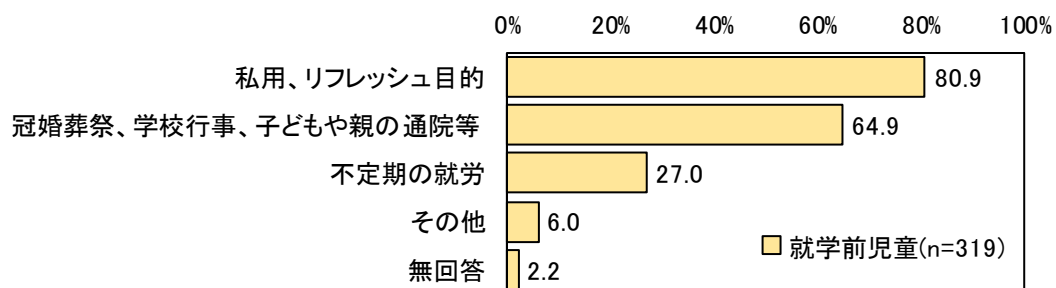
(3) 一時保育事業の利用

一時保育事業の利用希望は、「利用したい」が37.5%となっており、利用目的としては、「私用、リフレッシュ目的」「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」「不定期の就労」の順に多くなっています。

図表2-20 一時保育事業の利用希望



図表2-21 一時保育事業の利用目的

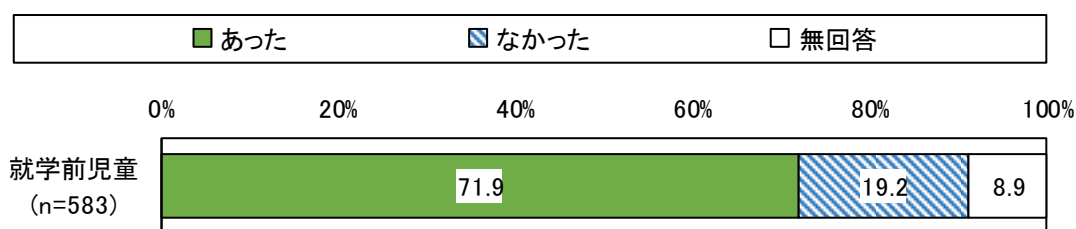


(4) 病児・病後児保育の利用

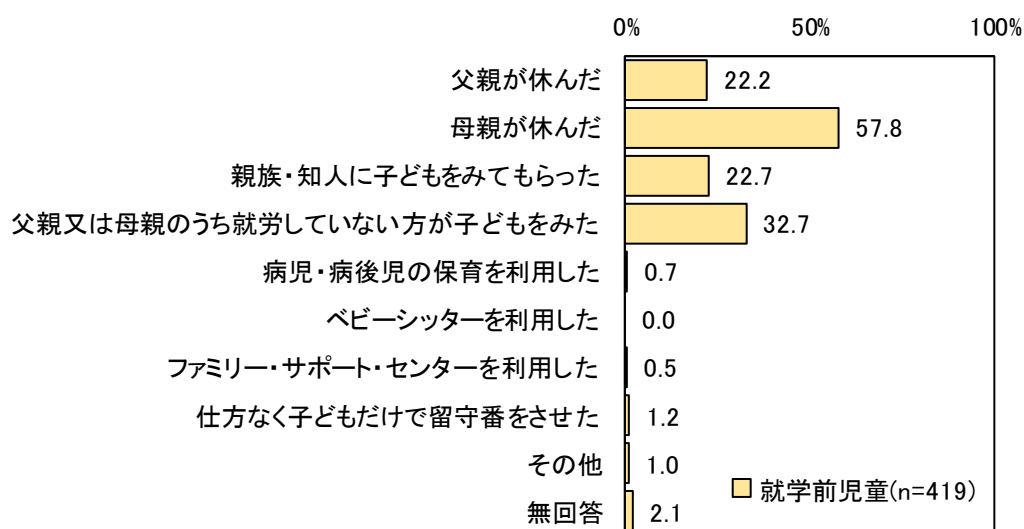
定期的な教育・保育事業を利用している家庭のうち、子どもが病気やケガで、通常の事業が利用できなかったことは、「あった」が71.9%となっており、この1年間の対処方法では、「母親が休んだ」が57.8%で最も多く、父親・母親が休むことが多くなっています。

また、父親・母親が休んだ場合の病児・病後児保育施設等の利用意向は、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が38.7%となっています。

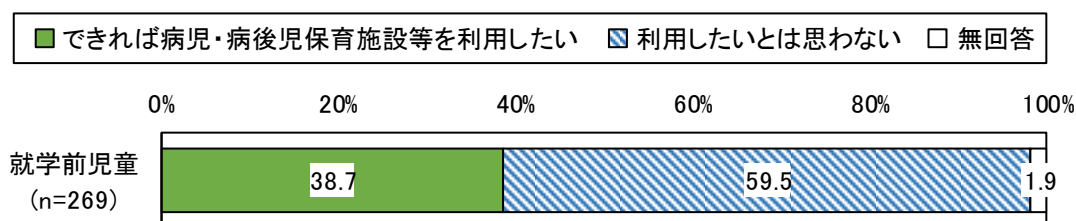
図表2-22 子どもが病気やケガで、通常の事業が利用できなかったこと



図表2-23 この1年間の対処方法



図表2-24 父親・母親が休んだ場合の病児・病後児保育施設等の利用意向



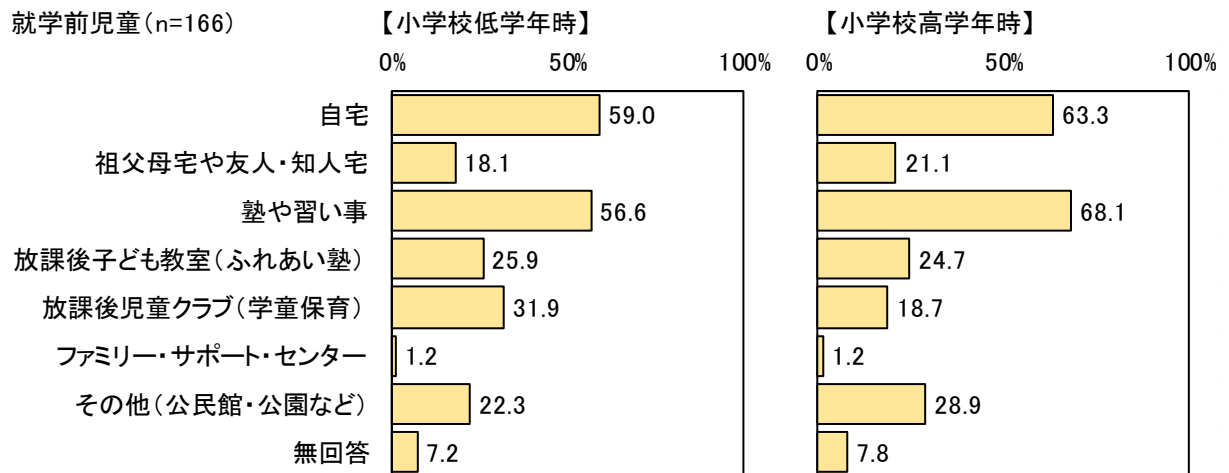
(5) 放課後の過ごし方

就学前のニーズ調査では、希望する小学校低学年時の放課後の過ごし方は、「自宅」が59.0%で最も多く、「塾や習い事」が56.6%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が31.9%、「放課後子ども教室（ふれあい塾）」が25.9%となっています。

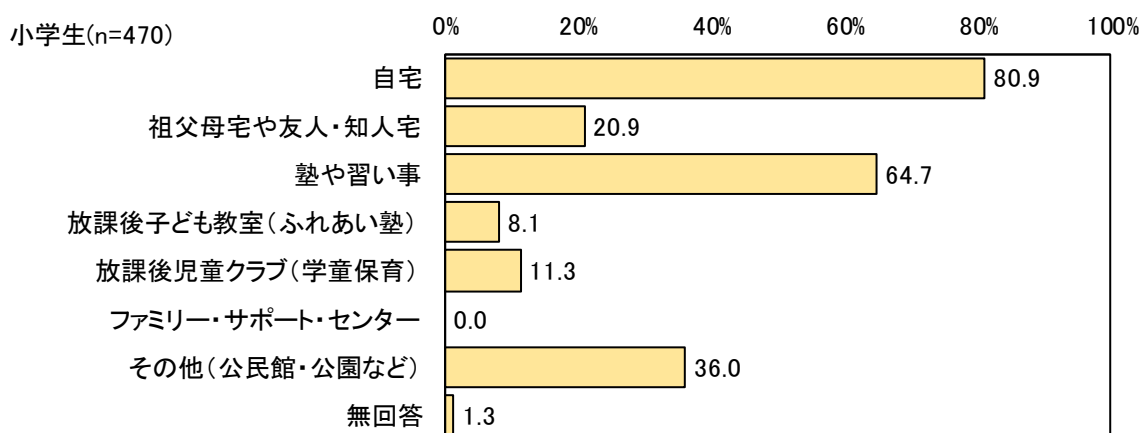
希望する小学校高学年時の放課後の過ごし方は、「塾や習い事」が68.1%、「自宅」が63.3%となっています。一方、「放課後児童クラブ（学童保育）」は18.7%にとどまっており、低学年時と比較すると13.2ポイント少なくなっています。

小学生の放課後の過ごし方は、「自宅」が80.9%で最も多く、「塾や習い事」が64.7%、「その他（公民館、公園など）」が36.0%、「祖父母宅や友人・知人宅」が20.9%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が11.3%となっています。

図表2-25 希望する放課後の過ごし方（就学前児童・5歳以上）



図表2-26 放課後の過ごし方（小学生）

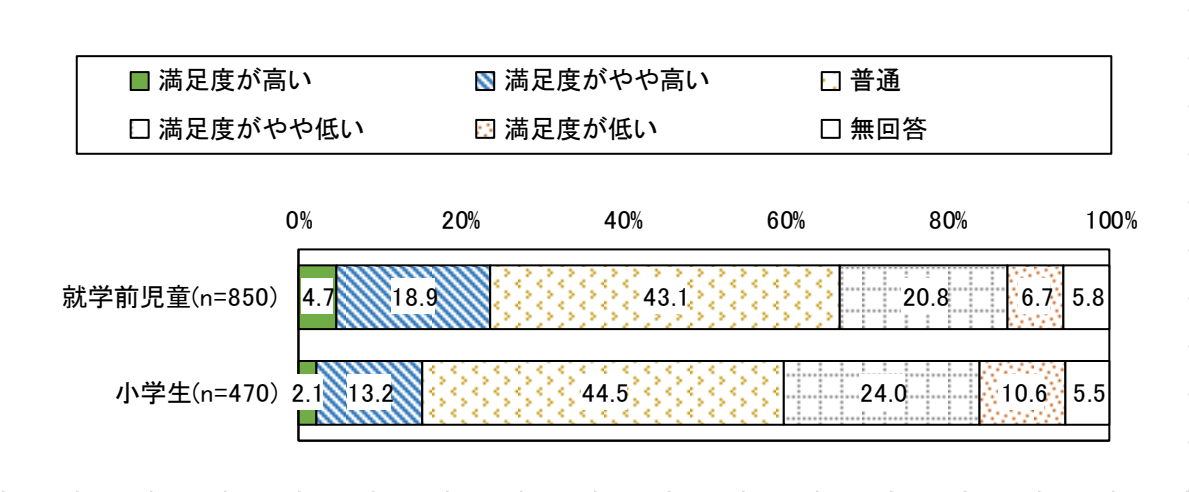


（6）寒川町の子育ての環境や支援への満足度

寒川町の子育ての環境や支援に対する満足度の状況について、就学前児童の保護者は、「満足度が高い」と「満足度がやや高い」の合計が 23.6%、「満足度が低い」と「満足度がやや低い」の合計が 27.5%で後者が 3.9 ポイント上回っています。

また、小学生の保護者は、「満足度が高い」と「満足度がやや高い」の合計が 15.3%、「満足度が低い」と「満足度がやや低い」の合計が 34.6%で後者が 19.3 ポイント上回っています。

図表2-27 寒川町の子育ての環境や支援への満足度



第3章 第1期計画の評価

1 各事業の評価について

本計画の策定にあたり、第1期計画に盛り込んだ事業について、平成27年度からの4年間の進捗状況の評価として、平成30年度の事業実施結果を踏まえて評価を行いました。

この事業は、町の子ども・子育て支援施策を展開するために、次世代育成支援対策行動計画から継承する形で計画に位置づけて推進しているものです。

評価は、事業を主体的に実施する担当課が、目標の達成度の状況について「進行管理票」を用いて、3段階の評価ランク付けをする方法で行い、寒川町子ども・子育て会議において報告し了承されたものです。

評価ランクは、「A = 目標達成・目標に向け順調」「B = 目標に向け遅延」「C = 未実施・廃止の方向」の3分類となっています。

2 事業の評価と課題

第1期計画の基本目標における事業の進捗状況は、下表のとおり全体の81.1%にあたる77事業が、目標達成あるいは目標に向け順調というA評価になっています。

あくまでも指標に対する評価であり、事業を取り巻く環境によっては、少なからず課題もあります。次ページからの基本目標別事業の評価と課題において、基本目標の施策名ごとに、事業の評価状況を示すとともに、主な課題や事業の状況について整理します。

■全体の評価結果

基本目標	事業数	評価ランク			
		A	B	C	設定なし
基本目標1 子育て家庭の支援	41	35	4	0	2
基本目標2 母子の健康の確保と増進	12	12	0	0	0
基本目標3 教育環境の整備	10	8	2	0	0
基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備	19	13	3	0	3
基本目標5 要支援家庭への取り組み	13	9	1	0	3
計	95	77	10	0	8

全95事業中、再掲は17事業

■基本目標別事業の評価と課題

基本目標1 子育て家庭の支援

(事業番号1～41)

施策名	事業数	評価ランク			
		A	B	C	設定なし
①地域での子育て家庭の支援	30	25	4	0	1
②仕事と子育ての両立	4	4	0	0	0
③子育て家庭への経済的支援の充実	7	6	0	0	1
計	41	35	4	0	2

再掲8事業

◆評価と課題◆

基本目標1の「子育て家庭の支援」については、「地域での子育て家庭の支援」「仕事と子育ての両立」「子育て家庭への経済的支援の充実」の3つの施策を進めるため41事業を行い、その85.4%にあたる35事業がA評価となっています。

A評価のうち「児童クラブ運営事業」や「保育所運営事業」においては、面積要件等を満たす範囲で定員を超えた児童を受入れているものの、待機児童の解消には至っておらず、対応が求められています。

また、B評価のうち「ファミリーサポートセンター事業」においては、まかせて会員が少ない状況が課題となっており、事業についての周知を工夫するなど会員の増に努める必要があります。

基本目標2 母子の健康の確保と増進

(事業番号42～53)

施策名	事業数	評価ランク			
		A	B	C	設定なし
①母と子の健康づくり	11	11	0	0	0
②保健医療の充実	1	1	0	0	0
計	12	12	0	0	0

◆評価と課題◆

基本目標2の「母子の健康の確保と増進」では、「母と子の健康づくり」「保健医療の充実」について12事業を実施し、すべてA評価となっています。

「食育教室」では、離乳食をこれから始める児を対象とした前期の講習会について、隔月開催となっていることで適切な時期に受講できないケースが課題となっていました。平成31(令和元)年度から毎月開催に改善を図りました。

母子保健に係る事業については、核家族化の進展や個々の家庭の抱える状況が複雑多様化するなど、子育て家庭を取り巻く環境が厳しくなっていることから、子育て世代包括支援センター事業など切れ目のない支援を提供できるよう、さらに取り組みを充実させる必要があります。

基本目標3 教育環境の整備

(事業番号54～63)

施策名	事業数	評価ランク			
		A	B	C	設定なし
①学校教育の充実	5	3	2	0	0
②幼児教育の充実	2	2	0	0	0
③家庭や地域の教育力の向上	3	3	0	0	0
計	10	8	2	0	0

再掲3事業

◆評価と課題◆

基本目標3の「教育環境の整備」については、「学校教育の充実」「幼児教育の充実」「家庭や地域の教育力の向上」の3つの施策を進めるため10事業を行い、80%にあたる8事業がA評価となっています。

「教育相談事業」がB評価となっており、児童・生徒の抱える課題の多様化、個への対応の複雑化が課題となっています。今後も、個に寄り添った相談・指導を行います。

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

(事業番号64～82)

施策名	事業数	評価ランク			
		A	B	C	設定なし
①バリアフリーのまちづくり	2	1	0	0	1
②安全・安心まちづくり	11	7	2	0	2
③子どもの遊び場の確保	6	5	1	0	0
計	19	13	3	0	3

再掲3事業

◆評価と課題◆

基本目標4の「子育てを支援する生活環境の整備」については、「バリアフリーのまちづくり」「安全・安心まちづくり」「子どもの遊び場の確保」を図るため19事業を行い、68.4%にあたる13事業がA評価となっています。

「放課後子ども総合プラン推進事業」は、放課後児童クラブ（学童保育）と放課後子ども教室（ふれあい塾）を同一敷地内で設置運営している校区の割合を指標としたことから、100%でA評価となっていますが、学童保育とふれあい塾が連携した運営を行うことを目指して、まずはふれあい塾を拡充する取り組みを進めることが課題となっています。

「児童遊び場の整備」はB評価となっており、砂場への抗菌剤散布や遊び場の除草など整備に努めているものの、老朽化する遊具の今後のあり方を地域関係者等と検討する必要があります。

「広場等の整備」の整備については、令和元年9月に青少年広場へ公衆用トイレを設置し、衛生環境の改善を図りました。

基本目標5 要支援家庭への取り組み

(事業番号83～95)

施策名	事業数	評価ランク			
		A	B	C	設定なし
①児童虐待の防止	3	3	0	0	0
②ひとり親家庭への支援	4	2	1	0	1
③障害児施策の充実	6	4	0	0	2
計	13	9	1	0	3

再掲3事業

◆評価と課題◆

基本目標5の「要支援家庭への取り組み」では、「児童虐待の防止」「ひとり親家庭への支援」「障がい児施策の充実」の3つの施策について13事業に取り組みました。そのうちの69.2%にあたる9事業がA評価でした。

ここ数年、全国的に大きな問題となり法改正もされている児童虐待の防止について、町では「児童虐待防止のネットワーク事業」として取り組んでいます。児童虐待防止は、母子保健とも密接に関わっており、子育て家庭を取り巻く環境が厳しくなっている現状を踏まえ、子育て世代包括支援センター事業など切れ目のない支援の提供とともに、要保護児童対策地域協議会における関係機関との情報連携により、児童虐待の未然防止と早期発見に引き続き努める必要があります。

また、特別支援学級がすべての小・中学校に設置されたとはいえ、特別な配慮が必要な児童・生徒が増えていることから、「特別支援教育推進事業（小・中学校）」における補助員の需要は、今後も増えていくものと思われます。児童・生徒の様々なニーズに寄り添った対応ができるよう、人的環境整備を図る必要があります。

3 第1期計画の総括

第1期計画に盛り込んだ事業の評価については、全95事業中77事業がA評価という結果で、個々の事業については状況により課題等もありますが、概ね順調に事業を実施できており、各基本目標に掲げた施策を実現するために必要な事業であると言えます。

しかしながら、第2章の「ニーズ調査結果の概要」にもあるとおり、町の子育て環境や支援への満足度について見てみると、就学前児童の保護者も小学生の保護者も、ともに満足度が低い（低いまたはやや低い）と回答した割合が、満足度が高い（高いまたはやや高い）と回答した割合を上回っており、まだまだ子育て支援の取り組みが不十分であると思われます。

本計画期間においても、第1期計画期間から継続する事業、新たに加える事業などを精査し、町の子育て支援をさらに充実させる事業を位置づけて、取り組みを進めていく必要があります。

第4章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

◇◆基本理念◆◇

のびのび すくすく 家族と地域の子育て環境づくり

子ども・子育て支援法は、子育てについての第一義的な責任が親（保護者）にあることを前提としながら、社会環境の変化とそれに伴う子育ての考え方やスタイルの多様化等を踏まえ、社会の構成員が各々の役割を果たしながら相互に協力して、地域社会全体で子ども・子育て支援を行うことを理念としています。

町では、これまで「のびのび すくすく 家族と地域の子育て環境づくり」を基本理念として、まち全体で子育て家庭を支え、子育てしやすいまちづくりを目指して、子ども・子育て支援の充実に取り組んできました。

この基本理念は、「寒川町次世代育成支援対策行動計画」の策定時から、町が子ども・子育て支援に取り組むにあたっての一貫した姿勢です。子育て家庭の支援も踏まえて、家族と地域の人々と行政や関係機関及び関係団体がお互いに協力して、地域社会全体が一体となった子育て環境づくりを目指し、寒川町で子どもを産み、育てたいと思えるような、笑顔で支えあいのまちを実現したいという願いが込められています。

近年、子育て家庭を取り巻く環境が厳しさを増していることや、それに伴って児童虐待の未然防止や早期発見に資する取り組みがさらに求められていることを考えると、地域社会全体で子どもを見守り、子育てを支援することが、ますます重要になっています。

こうした状況を踏まえ、本計画においてもこの基本理念を継承し、まち全体での子ども・子育て支援のさらなる充実に引き続き取り組んでまいります。

2 計画の基本的な視点

(1) 子どもへの支援

子どもは、未来に向かう社会全体の「宝」であるとともに、いずれは自分の子どもを育てる「将来の親」でもあります。児童の権利に関する条約の締約国として、子どもの種々の権利が擁護されるように施策を推進することが要請されている中で、子育て支援施策は、すべての子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮して取り組む必要があります。また、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めることも重要です。

(2) 社会全体による子育て支援

子どもを育てる第一義的な責任は親（保護者）にあります。子育て家庭を取り巻く環境が厳しさを増す現代社会では、親だけで子育てしていくことが困難な家庭や状況もあります。子育て家庭の孤立化が、児童虐待につながることも懸念されます。こうしたことを踏まえて、子育て支援施策は、国や地方公共団体だけでなく家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野で協力して取り組むべき課題となっていることから、様々な担い手の協働の下に事業を進めていくことが必要です。

特に、町で子育てに関する活動を行うNPO、子育てサークル、子ども会、自治会をはじめとする地域活動団体、民間事業者等、様々な地域の社会資源を活用することが重要です。

(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のための支援

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や価値観の多様化に伴い、夫婦で働きながら子どもを育てる家庭が増える中、妊娠期から子育て期を通じて、様々な悩みを抱える家庭も増えていきます。また、子育て家庭の生活実態や子育て支援のニーズも多様化しており、安心して利用できる子育て支援施策が求められています。

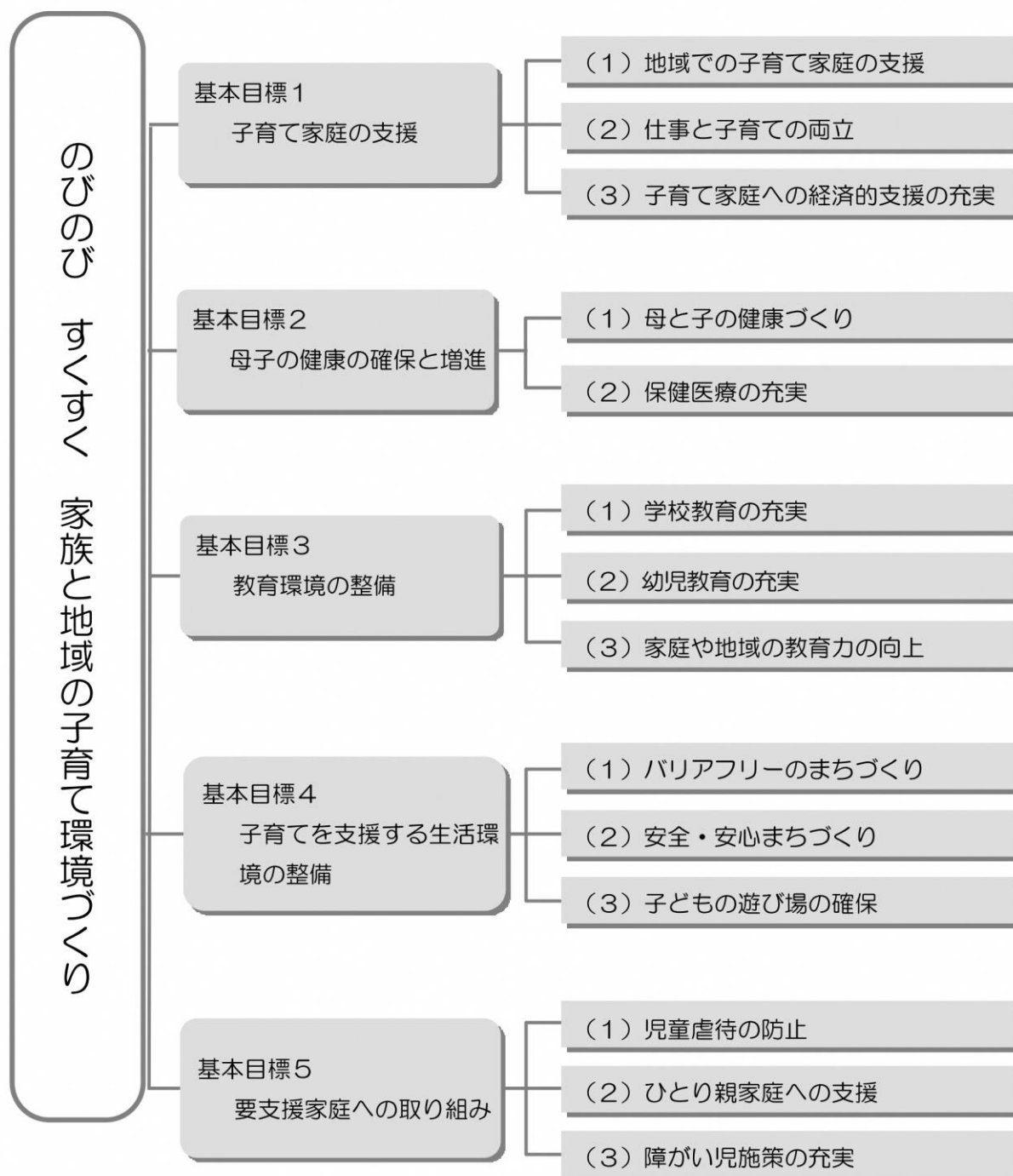
妊娠期から様々な相談に応じて切れ目ない支援を提供するとともに、町だけでなく企業を含めた関係者の連携のもと、働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に努めることが、少子化対策の観点からも重要です。また、子育て支援施策を安心して利用できるようサービス提供量の適切な確保と質の向上に努めることが重要です。

3 施策体系

《基本理念》

《基本目標》

《施策の基本的方向》



第5章 施策の推進

基本目標 1 子育て家庭の支援

施策の基本的方向 1 地域での子育て家庭の支援

核家族化や都市化の進行により、世代間で子育てに関する知識を伝えていくことが難しくなっていたり、地域の人間関係が希薄化し、子育て家庭が孤立する傾向がみられるなど、子育て家庭を取り巻く環境は厳しさを増しています。こうした状況を受けて、家庭での子育てを基本としながらも、社会全体で子育て家庭を支えていくことが引き続き求められています。

すべての子どもが健やかに育ち、親が安心して産み育てられる環境づくりのため、多様な子育て支援サービスの充実に努めるほか、地域からの孤立や子育てへの不安解消を図るため、子育て支援に関する様々な情報を効率的・効果的に提供する体制や相談機能の充実に努めます。

また、地域で子育てを支援する人材や団体が育つよう子育て支援のネットワークづくりを推進するとともに、子どもの健全育成のために、子どもにとって魅力ある事業やイベント、講座を企画、実施します。

【具体的な事業】

事業No.	事業名	事業内容			担当課等	備考
1	児童クラブ運営事業	保護者が労働等により放課後昼間家庭にいない児童に、放課後の適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を推進します。			保育・青少年課	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)		
		入所児童数（実人数）	251 人	315 人		
2	保育所運営事業（通常保育事業）	保護者の就労等により、保育が必要な児童の保育を実施します。			保育・青少年課	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)		
		確保提供量（定員数）	704 人	704 人		
		定員に対する児童入園率	120%	120%		
3	延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応し、保育時間を超えて保育することについて支援します。			保育・青少年課	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)		
		実施箇所（園）数	7 箇所	7 箇所		
		確保提供量（実人数）	381 人	330 人		
4	一時預かり事業（幼稚園型）	町内幼稚園で幼児教育時間の前後、長期休暇中に、預かり保育を実施します。			保育・青少年課	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)		
		確保提供量（延べ人数）	13,042 人	12,600 人		

事業No.	事業名	事業内容	担当課等	備考
5	一時保育事業 (幼稚園型を除く)	日頃、保育所を利用していなくても、一時的に子どもを預かる事業を行います。	保育・青少年課	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
		確保提供量(延べ人数)	485人	700人
6	子育て支援センター事業	子育て相談、子育て啓発活動、子育てサークルの育成、支援などの事業を行います。また、利用のきっかけづくりとして、定期的なイベントを開催していきます。	子育て支援課	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
		延べ利用人数	9,342人	9,670人
7	ファミリー・サポート・センター事業	仕事と育児の両立等のため、相互援助を会員組織により実施します。また、経済的負担の軽減策として、利用料金に対して1時間あたり200円(ひとり親家庭等、生活保護世帯は300円)の町負担を設けます。	子育て支援課	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
		延べ利用件数	1,666件	1,660件
8	民生委員児童委員活動事業	子育てひろばを開催し、地域の子育て世帯の交流を促進します。また、地域の相談役として、町民からの相談に応じ、必要な情報提供や支援を行います。	福祉課	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
		子育てひろばの開催回数	41回	44回
9	(仮称)健康福祉総合センター検討・建設事業	公共施設等総合管理計画に基づき、保健福祉施設機能に加え、町民センターホールや役場の機能を含む新たな複合施設整備に向けた検討を公共施設再編計画策定と併せて進めます。	施設再編課 福祉課	変更
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
		施設建設に係る取組	—	—
10	日中一時支援事業	日中、福祉施設において、障がい児を一時的に預かることで、家族の一時的な休息の提供や就労機会を支援します。	福祉課	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
		事業所数	2箇所	2箇所
11	養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問や関係機関からの情報収集により把握した、養育支援の必要性があると判断した家庭に対し、訪問支援を実施します。	子育て支援課	変更
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
		訪問家庭数(実数)	12人	17人
		延べ訪問回数(回)	19回	28回
12	地域子育て環境づくり支援事業	子育て支援に関する事業を実施する団体で、地域の実情に応じた創意工夫ある取り組み等に対する事業費の補助を行います。	子育て支援課	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
		補助団体数	4団体	2団体

事業No.	事業名	事業内容	担当課等	備考
13	子育て支援プログラム実施事業	子育て支援に悩みを抱えた家庭に対する、子育て支援プログラムを実施します。	子育て支援課	変更
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
		子育て支援プログラム実施回数	2回	2回
		子育て支援プログラム受講者数(定員)	26人	24人
14	子育て支援相談事業	子育て全般についての相談指導と育児情報の提供を行います。	子育て支援課	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
		相談主訴への対応率	100%	100%
15	利用者支援事業(基本型)	幼稚園、保育所等の施設や地域の子育て情報を集約し、利用相談や情報提供を行います。	子育て支援課	変更
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
		相談主訴への対応率	100%	100%
16	育児相談事業	乳幼児の成長発達を確認し、保護者の育児不安の解消を図ります。	子育て支援課	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
		相談主訴への対応率	100%	100%
17	利用者支援事業(特定型)	保育担当窓口には保育コンシェルジュを設置し、保育サービス及び幼稚園等の情報収集、情報発信、利用に関する相談業務等を行います。	保育・青少年課	新規
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
		設置箇所数	—	1箇所
18	平和推進事業	戦争の悲惨さ、平和の尊さについての意識の高揚を図るため、平和思想の普及、啓発に努めます。	協働文化推進課	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
		平和イベントの事業の参加人数	105人	100人
19	寒川総合体育館運営管理事業	多くの町民に体育館施設を利用してもらい、健康の増進と体力の向上を図ります。	都市計画課	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
		体育館利用者数	265,902人	282,000人
20	青少年育成事業	キャンプなどの事業の実施や青少年育成団体の活動支援などにより、青少年の健全育成を推進します。	保育・青少年課	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
		事業参加人数	270人	340人
		事業数	3事業	2事業
21	子ども情報紙発行	子ども情報紙「すきっぷ」を幼稚園・保育所・小学生に配布します。	協働文化推進課	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
		年間発行回数	4回	4回

事業No.	事業名	事業内容			担当課等	備考
22	町営プール運営管理事業	夏季のスポーツ・レジャー施設として、利用者の需要に応えるため、現在休止中である町営プールの施設改修を実施します。（プール底面隆起により、平成25年7月30日より休止）			健康・スポーツ課	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)		
		施設建設に係る工事	令和2年度	-		
		施設建設に係る開場	-	令和3年度		
23	学校開放事業	町内の各小中学校の体育館や校庭を広く町民に開放し、スポーツ・レクリエーション活動の場を提供します。			教育施設・給食課	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)		
		学校開放利用数（コマ数）	9,465 コマ	11,300 コマ		
24	公民館講座開催事業	青少年の健全育成を図るため、公民館を地域の学びの拠点として、青少年が地域で様々なことを学び、体験できる機会を提供します。			教育総務課	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)		
		講座参加者数	5,179 人	1,300 人		
		講座開催数	190 回	108 回		

施策の基本的方向2 仕事と子育ての両立

仕事と子育ての両立支援を一層進めるため、男女ともに子育てをしながら働き続けることができる雇用環境を整備することが求められています。

仕事をしながら子育てができる環境づくりのためには、「子育てしやすい職場づくり」への理解を深めることが必要であり、多様な働き方の可能な社会づくりや仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた、事業所の自主的な取り組みが重要です。男女にかかわらず、育児休業や看護休暇をとりやすい職場づくりを進めるよう働きかけるとともに、フレックスタイム制度、在宅勤務など多様な働き方の普及促進に努めます。

また、家庭等における男女の固定的な役割分担意識を見直し、父親の育児参加を促すような啓発等を推進するとともに、出産、子育ての後に就職、再就職を希望する方への適切な情報提供に努めます。

【具体的な事業】

事業No.	事業名	事業内容			担当課等	備考
25	男女共同参画推進事業	男女が共に人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現に向け、各種講座の開催などを通じ意識啓発を図ります。			協働文化推進課	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)		
		研修会・講座の参加人数	81人	30人		
26	ハローワーク求人情報の提供	ハローワークで情報提供している「ハローワーク求人情報」を得るためのパソコンを庁舎に設置することにより、就業を希望する町民に対し、就業機会の確保を図ります。			産業振興課	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)		
		利用可能日数÷役場開庁日数×100	100%	100%		

施策の基本的方向 3 子育て家庭への経済的支援の充実

親がもちたいと思っている子どもの数よりも、実際の子ども数が少ないという状況が、長く続いています。その原因としては、子育てや教育に費用がかかりすぎるなどの経済的負担の大きさが挙げられています。

経済的支援の充実は、子どもをもちたいという親の願いをかなえるためだけでなく、経済的理由によって子どもの健やかな成長や教育の機会均等などが阻害されることなく、子どもが夢や希望を持てるようにするためにも、重要な施策です。

また、生活困窮が特に懸念される家庭については、経済的支援だけではなく、自立の促進を図るような支援が必要です。

様々な助成制度の充実に努めるとともに、関係機関と連携した相談支援事業により生活の自立を支援します。

【具体的な事業】

事業No.	事業名	事業内容	担当課等	備考
27	奨学金制度推進事業	経済的理由により高等学校や高等専門学校への修学が困難な者に対し、奨学金を無利子で貸与して修学を奨励します。また、奨学金の原資となる奨学金基金を増額して、奨学金制度の充実と安定を図ります。	教育総務課	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
		奨学金基金の現金総額	1,030万円	1,200万円
28	就学援助等事業（小学校・中学校）	経済的理由により就学困難と認められる町立小・中学校の児童生徒の保護者に対し、学用品費や学校給食費など義務教育でかかる費用の一部を援助することにより、経済的理由による未就学を解消し、義務教育の円滑な実施を図ります。町立小・中学校の特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対し、学用品費や学校給食費など義務教育課程でかかる費用の一部を援助することにより、保護者の経済的負担を軽減し、特別支援学級における教育の普及奨励を図ります。	学校教育課	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
		就学援助等支給率	100%	100%
29	児童手当	次代の社会を担う子どもの育ちを支援するため、中学校修了前までの子どもがいる家庭に手当を支給します。	子育て支援課	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
		周知率・支給率	100%	100%

事業No.	事業名	事業内容	担当課等	備考
30	小児医療費助成事業	小児が病院等を受診したときに支払う医療費の保険診療分の自己負担額を町が負担します。(中学卒業まで通院・入院が対象 1歳以上所得制限あり)	子育て支援課	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
		周知率	100%	100%
		助成対象者数	5,736人	5,800人
31	小児慢性特定疾病医療費助成	18歳未満で指定された特定疾患のある児童が入院、通院したときの医療費を助成し、保健及び福祉の向上に寄与します。	福祉課、神奈川県	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
		神奈川県所管事業のため、進行管理はしません		
32	出産育児一時金の支給	国民健康保険の被保険者が出産した場合(他の医療保険制度より、同様の給付を受けられる場合を除く)一時金を支給します。なお、医療機関への直接払い制度も実施しています。被保険者は出産費用の総額から出産育児一時金(42万円)を差し引いた差額のみ医療機関へ支払うことになり、町への一時金申請手続きが不要となります。	保険年金課	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
		出産育児一時金の件数	42件	46件
33	幼児教育・保育の無償化事業	生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、幼児教育の負担軽減を図るため、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始されたことにより、3歳児から5歳児の保育料等を原則無償とします。また保育の要件を有し、一定の要件を満たしている保護者の児童が一時預かり事業等の利用をする場合、その費用も原則無償とします。	保育・青少年課	新規
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
		対象保護者であると思われる者に対する周知率、対象保護者に対する支給率	—	100%
34	生活保護制度	生活に困窮している人に最低限度の生活を保障し、自立支援を図ります。	福祉課、神奈川県	追加
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
		神奈川県所管事業のため、進行管理はしません		
35	生活困窮者自立相談支援事業	生活保護に至る前の支援で、支援計画の作成や就労促進等の支援や、一定の期間家賃相当額の支給等を行います。	神奈川県、神奈川県社会福祉協議会	追加
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
		神奈川県所管事業のため、進行管理はしません		

基本目標2 母子の健康の確保と増進

施策の基本的方向1 母と子の健康づくり

すべての子どもと親にとって心身ともに健やかに成長し、豊かな人生を送ることは、とても大切なことです。特に女性にとって、短期間に大きな心身の変化がおこる妊娠・出産の時期は、安全で快適に過ごすことが、産後のメンタルヘルスやその後の育児にも影響します。

さらに、子どもの心の発達には、一番身近な養育者である母親の心の状態が深く関係していることから、母親同士が気軽に育児の悩みや不安を共有・共感して、孤立せずに育児することが大切であるととも、子どもの成長に合わせて、子どもや親からの相談に応じることが必要です。

また、食生活・運動・睡眠などの生活習慣と密接な関連がある生活習慣病が、近年大きな健康問題となっていることから、乳幼児期からきちんとした生活習慣を身につけることが大切だということを、保護者が正しく理解し、親子で実践することも必要です。

各種の健康診査・相談・訪問指導や父親母親教室等の母子保健事業を通じて、母子の疾病予防と健康増進を図るとともに、子育て世代包括支援センター事業により妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援の充実に努めます。

また、子どもの成長段階や理解度に応じて、様々な学習の機会を適切に捉えて「食」に関する知識と「食」を選択する力を育成するための指導・啓発に努めるとともに、望ましい「食」のイメージにつながるような教室・給食を実施します。

【具体的な事業】

事業No.	事業名	事業内容	担当課等	備考
36	利用者支援事業（母子保健型）	妊娠届を出した妊婦に、母子健康手帳とマタニティストラップを交付し、妊婦健診の受け方や父親母親教室等、町の事業を紹介します。また、妊婦及び申請者に面接し、予想外の妊娠や若年・高齢出産、多胎妊娠、妊娠中や産後の支援の有無等の情報を聴取することで、継続支援が必要な妊婦を把握します。	子育て支援課	変更
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
		妊婦及び申請者への面接率	100%	100%
37	母子健康教育事業	初妊婦とそのパートナーを対象に、出産や育児についての知識と技術を伝えるとともに、他の妊婦等と知り合うことや相談先を知るきっかけづくりとして父親・母親教室等を実施します。	子育て支援課	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
		教室満足度	97%	100%
38	母子健康相談事業	乳幼児の成長発達を確認し、保護者の育児不安の解消を図ります。	子育て支援課	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
		相談主訴への対応率	100%	100%

事業No.	事業名	事業内容	担当課等	備考
39	母子健康診査事業	妊娠経過や乳幼児の成長発達の健診を行い、安心して出産や育児ができるよう支援します。また、異常等があれば早期に医療機関等へつなげます。	子育て支援課	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
		乳幼児健康診査受診率（4つの健康診査受診率の平均）	96.6%	100%
40	母子訪問指導事業	対象者の家庭を訪問することで、より実生活に密着した保健指導を適切な時期に実施し、妊婦及び養育者の不安の軽減を図り、乳幼児の成長発達を促します。	子育て支援課	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
		訪問指導が必要な家庭への訪問実施率	100%	100%
41	乳児家庭全戸訪問事業	すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。	子育て支援課	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
		生後4か月までの乳児がいる家庭への訪問率	100%	100%
42	食育教室	離乳食の試食を通して離乳食の進め方を学ぶ教室を実施（前期講習会：毎月で年12回、後期講習会：隔月で年6回）し、食材の内容や味付けを体験してもらうことで、乳幼児期の食事が生涯の健康づくりの基盤となることを伝えます。	子育て支援課	変更
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
		教室満足度	93.8%	100%
43	学校給食の充実	小学生に対し、給食調理場施設および設備の修繕等を行い、安全で安心な給食を提供するとともに、成長期にある中学生に給食提供ができるよう、令和5年度を目途に小・中学校を合わせた給食センターを設置し、中学校完全給食を実施します。また、地場産の食材利用や栄養管理を行い、児童に対する食育を推進します。	教育施設・給食課	変更
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
		給食実施日数の割合	100%	100%
44	思春期の保健対策の強化	電話相談等を中心に対応を図ります。学校における性教育の充実を図るため、必要に応じて指導・助言を行います。	学校教育課、子育て支援課	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
		相談対応率	100%	100%
45	特定不妊治療費補助事業	医療保険が適用されず高額な医療費がかかる体外受精及び顕微授精に要する費用の一部を助成します。	子育て支援課	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
		周知率	100%	100%
		助成対象者数	33人	35人

事業No.	事業名	事業内容			担当課等	備考
46	不育症治療費補助事業	医療保険が適用されない不育症治療に要する費用の一部を助成します。			子育て支援課	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)		
		周知率	100%	100%		
		助成対象者数	1人	2人		

施策の基本的方向2 保健医療の充実

妊婦や乳幼児の健康診査、新生児訪問指導や保健指導等の母子保健事業とともに、母子の感染症予防や、その蔓延及び重症化を防ぐための母子予防接種事業を住民に身近な市町村で一貫して受けられるようにすることも、母子の健康にとって重要なことです。

また、小児科専門医の減少が懸念されるなか、特に休日や夜間の医療体制の充実も求められていることから、医師会をはじめとする関係機関の協力を得ながら、休日夜間の初期救急医療体制の充実に努めるとともに、母子予防接種についても実施します

【具体的な事業】

事業No.	事業名	事業内容			担当課等	備考
47	初期救急医療確保対策事業	平日夜間・休日の急患に対し、小児科等適切な医療が受けられるようにするため、茅ヶ崎市と協定し茅ヶ崎市地域医療センターにおいて診療を提供します。			健康・スポーツ課	変更
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)		
		茅ヶ崎市地域医療センター利用周知の実施回数	-	13回		
48	母子予防接種事業	母子の感染症を予防するとともに、そのまん延や重症化を防ぐため、A類定期予防接種を実施するとともに、対象者が適切に接種できるよう、接種時期、接種回数、実施場所等を周知します。			子育て支援課	追加
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)		
		主要予防接種（定期A類予防接種のうち接種回数が1回の予防接種 MRⅠ期Ⅱ期 BCG 2種混合）の平均予防接種率	88.7%	92.0%		

基本目標3 教育環境の整備

施策の基本的方向1 学校教育の充実

子どもたちが自ら学び、考え、主体的に行動するための「生きる力」を高めるためには、学力の向上を図ることはもちろんのこと、子どもたちがその感性を十分に発揮でき、子ども一人ひとりの個性を伸ばす教育や、そのための魅力溢れる教育環境の整備・充実が必要です。

また、そのためには、子どもたちの関心を集められる授業や校内行事等についての研究や相談体制の確立、現場で指導にあたる教職員の資質の向上、地域と学校・幼稚園・保育所・その他地域での子育て関連施設との連携・協力による多様な体験活動を推進すること等が重要です。

保護者や地域の方からも信頼される魅力ある学校づくりを通して、変化の激しい社会において、自立的に生きるために必要とされる「生きる力」を育む教育の充実を図るとともに、家庭、学校、地域が連携を密にしながら、関係機関の協力による子どもたち一人ひとりへの細やかな対応などを通して、子どもたちの悩みを受け止める体制づくりを進めます。

【具体的な事業】

事業No.	事業名	事業内容	担当課等	備考
49	「生きる力」の育成事業 (小学校・中学校)	校内研究への補助や、地域協力者への謝礼を通して、児童又は生徒の「生きる力」の育成を推進します。	学校教育課	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
		校内研究の成果を実践報告により目的の達成度をABCの3段階で評価する。A=2、B=1、C=0と数値化し、次のように設定する。小学校：2×5=10、中学校：2×3=6	小学校 10 中学校 6	小学校 8 中学校 4
50	教育コンピュータ活用事業 (小学校・中学校)	情報活用能力を育成するために、教育用コンピュータの活用を図り、今後のICTを活用した教育充実のために整備を推進していきます。	学校教育課	変更
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
		ICT機器等の利活用率＝PC関連授業数／総授業数	20%	30%
51	教育相談事業	不登校や様々な問題を抱えている家庭に対して、相談指導教室専任教員、児童精神科医師、心理士、訪問相談員、学生相談員等による相談活動を行い、児童・生徒及び保護者の心の安定を図り、よりよい学校生活を送らせるために支援を行います。	学校教育課	変更
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
		児童・生徒、保護者からの寒川町相談指導教室、教育研究室への相談対応率	100%	100%

事業No.	事業名	事業内容	担当課等	備考
52	教職員の資質向上事業	児童・生徒の「生きる力」を育成するため、指導する教職員の資質向上を図ります。（町研修会及び教育研究員研究会の充実を図ります。）	学校教育課	変更
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
		教職員研修会、教育講演会、教育研究員研究会の参加人数	493 人	550 人

施策の基本的方向 2 幼児教育の充実

幼児期は、人間形成の上で大切な時期であり、家庭や地域などが一体となって、幼児が健やかに発育できるような幼児教育が求められています。

また、幼児期における集団遊びや自然と触れ合う機会の減少が指摘され、保護者からの幼児教育に対するニーズも多様化しています。

今後も家庭との連携の強化、小中学校と連携した教育体制や地域が一体となった幼児教育の充実等を図るため、保護者だけに限らず、子どもたちを対象としたイベント・講座などの情報を提供します。

【具体的な事業】

事業No.	事業名	事業内容	担当課等	備考
53	子ども読書ふれあい事業	未就学児と保護者等を対象の「おはなし会」や、乳幼児と保護者を対象の「おひざにだっこのおはなし会」を開催し、幼児期から本に親しむことができる機会を提供します。	教育総務課	変更
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
		実施回数	43 回	60 回
		事業参加人数	267 人	1,200 人
54	子育て支援センター事業 (6 再掲)	子育て相談、子育て啓発活動、子育てサークルの育成、支援などの事業を行います。また、利用のきっかけづくりとして、定期的なイベントを開催していきます。	子育て支援課	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
		延べ利用人数	9,342 人	9,670 人

施策の基本的方向 3 家庭や地域の教育力の向上

近年の少子化・都市化の進行による核家族化や地域におけるつながりの希薄化等により、家庭の教育力の低下が指摘されています。家庭は、基本的な生活習慣や生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナー、自制心や自立心など「生きる」を育成するすべての教育の出発点となります。

家庭の教育力を高めるため、子どもの発達段階に応じた学習機会や情報の提供、地域社会が関わりを持ちながら子どもを育てる取り組みを進めることが重要です。

地域の人材の発掘と活用に努めながら、公民館でのスポーツや文化、環境など様々な活動を通して、子どもに多様な体験の機会を提供し、世代間交流の促進に努めます。

【具体的な事業】

事業No.	事業名	事業内容			担当課等	備考
55	公民館講座開催事業 (24 再掲)	青少年の健全育成を図るため、公民館を地域の学びの拠点として、青少年が地域で様々なことを学び、体験できる機会を提供します。			教育総務課	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)		
		講座参加者数	5,179 人	1,300 人		
		講座開催数	190 回	108 回		
56	青少年指導員活動事業	青少年指導員を置き、学校及び子ども会その他関係機関との連携により青少年の健全育成を行います。			保育・青少年課	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)		
		会議や研修会に参加した人数	28 人	20 人		
57	さむかわゆうゆう学園事業	地域で子どもを育てていくことが大切なものとなってきたことから、公民館等で行っている子ども向け事業を「ゆうゆう学園」として体系化、週末を利用した子ども達の体験活動を推進します。			協働文化推進課	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)		
		ゆうゆう学園対象事業に通算10回の参加者に対する修了証の交付者数	27 人	40 人		

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

施策の基本的方向1 バリアフリーのまちづくり

妊産婦、子ども連れの外出を考えたとき、階段、段差の存在は外出を思いとどまらせるだけでなく、妊娠や子育ての負担感の一因ともなることから、歩道や公共施設、公園の整備にあたっては、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立ち、既存の公共施設のバリアフリー化、ベビーベッドなどの設置、エレベーターの設置やトイレの改修など大規模な工事を伴う場合は、施設の改築などに合わせて整備を進めます。

また、公共交通機関についても、低床バスの導入や駅・バス停のバリアフリー化などを事業者に対して要請するとともに、必要な支援を行っていくことが求められています。

【具体的な事業】

事業No.	事業名	事業内容			担当課等	備考
58	公共施設バリアフリー化の情報提供	公共施設のバリアフリー化を推進するための情報提供を行います。			福祉課	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)		
		国・県からの法改正等の情報提供のため、進行管理はしません				
59	道路歩道等整備事業	歩行者の安全対策を目的にした歩道整備や未舗装道路の道路改良を行い、安全で快適な生活を確保します。			道路課	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)		
		歩道設置及び未舗装道路整備延長	72m	172m		
60	JR相模線倉見駅バリアフリー整備事業	子ども、子ども連れの親が安心して鉄道駅を利用できるよう、エレベーターの設置や多機能トイレを整備し、駅施設の利便性・安全性向上を図る必要があることから、事業実施主体であるJRと適宜協議を行います。			都市計画課	追加
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)		
		寒川町内の駅バリアフリー対策率（バリアフリー化済駅数/全駅数）	67%	100%		

施策の基本的方向 2 安全・安心まちづくり

子育て世代の安心した暮らしのためには、良好な居住環境と交通の利便性が重要な要素であることから、まち全体として良好な生活環境の整備に取り組むとともに、情報提供に努めます。

交通安全対策については、町民の誰もが、交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、年齢層に応じた交通安全教育を実施するなど、総合的な交通安全対策を進めていきます。

防犯対策については、「自分のまちは自分で守る」という意識の高揚を図るとともに、防犯灯などの防犯設備のより一層の充実を図ることで、子どもを犯罪などの被害から守り、安全で住み良い地域環境を確保していく必要があります。

地域における事件や事故、不審者に関する情報、緊急時の対処法など情報の伝達が非常に重要であることから、地域防犯ネットワークや防犯協会、自治会、地域住民、行政、その他関係機関や関係団体などと相互に連携して、地域ぐるみの防犯体制を構築し、子どもを犯罪などの被害から守るための活動を推進します。

また、不幸にして犯罪被害にあった子どもについては、心のケアに努めてまいります。

【具体的な事業】

事業No.	事業名	事業内容			担当課等	備考
61	住環境整備推進事業	良質な賃貸住宅を探している人に公的住宅募集情報を提供するとともに、良好な居住環境の形成に向けた情報提供を行います。また、同時に高齢者、障害者、外国人、子育て世帯の入居を受け入れる民間賃貸住宅（安心賃貸住宅）の情報提供を行います。			都市計画課	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)		
		公的賃貸住宅入居募集情報（あんしん賃貸住宅を含む）の提供	4回	6回		
62	公共交通充実促進事業	子ども、子ども連れの親が安心して路線バス等を利用できる環境を維持できるよう、イベント時に運行車両の展示を行うなど、路線バス等の認知度向上を図ります。			都市計画課	変更
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)		
		運行車両展示回数	-	1回		
		施設等でのチラシ配架箇所数	-	9箇所		
63	安全・安心パトロール活動の推進	寒川町PTA連絡協議会が実施する「こども110番パトロール」を支援し、青少年指導員によるパトロールを実施します。防犯アドバイザーと防犯相談員による定期的なパトロールを実施します。			保育・青少年課、町民安全課	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)		
		青少年指導員：実施回数	4回	5回		
		防犯アドバイザー等：実施日数	246日	230日		

事業No.	事業名	事業内容			担当課等	備考
64	交通安全活動事業	交通安全指導や安全教育に関し交通指導員を中心に して推進します。交通事故から子どもを守るため、 新入学児童に黄色い帽子を配布します。交通事故防 止のため、町内各小学校において交通安全教室を開 催します。（1年生：道路の通行方法、3年生：自転 車の通行方法）			町民安全課	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)		
		交通事故件数（各年とも1 ～12月末までの数値）	153件	148件		
65	子どもを守る ための活動の 推進	子どもの防犯意識の高揚に努める他、関係団体が実 施する「ハートの家」事業等を支援します。			教育総務課	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)		
		寒川町PTA連絡協議会主体の事業のため、進行管 理はしません				
66	防犯対策推進 事業（小学 校）	新1年生に対する防犯ブザーの貸与、子どもの安 心・安全を見守る推進委員の活動推進を通して、登 下校時の子どもたちの安全確保を図ります。			学校教育課	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)		
		新1年生への防犯ブザー貸 与率	100%	100%		
67	防犯灯整備事 業	町内に設置している防犯灯の適正な管理と地域から の要請に基づく計画的な設置を行います。			町民安全課	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)		
		防犯灯設置件数	57件	20件		
68	薬物乱用防止 啓発事業	青少年の薬物乱用防止を目的として、関係団体が実 施する小中高校生を対象とした啓発活動を支援しま す。			保育・青少年課	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)		
		青少年環境浄化推進協議会主体の事業のため、進行 管理はしません				
69	教育相談事業 （51再掲）	不登校や様々な問題を抱えている家庭に対して、相 談指導教室専任教員、児童精神科医師、心理士、訪 問相談員、学生相談員等による相談活動を行い、児 童生徒及び保護者の心の安定を図り、よりよい学校 生活を送らせるために支援を行います。			学校教育課	変更
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)		
		児童・生徒、保護者からの 寒川町相談指導教室、教育 研究室への相談対応率	100%	100%		
70	子育て支援相 談事業 （14再掲）	子育て全般についての相談指導と育児情報の提供を 行います。			子育て支援課	変更
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)		
		相談主訴への対応率	100%	100%		

事業No.	事業名	事業内容	担当課等	備考
71	犯罪被害者等 見舞金支給事 業	自らの責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、 人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の 死を遂げた町民の遺族又は傷害を受けた町民を支援 するために見舞金を支給します。また、心のケア等 が必要な方に相談窓口等の紹介を行います。	町民窓口課	追加
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
		制度の周知回数	2回	2回

施策の基本的方向3 子どもの遊び場の確保

子どもが将来にわたっていきいきと暮らしていくために、友だちとの交流や遊びなどを通して判断力や行動力を養いながら、豊かな人間性や生きる力を身につけることは大事な要素です。

地域において子どもたちの心身の健全育成を図るため、学校教育以外の活動の場や参加の機会が提供できるよう、また、そうした場や機会を通して親同士の交流や仲間づくりができるよう社会全体で取り組んでいく必要があります。

子どもの「居場所づくり」を含めた子どもの遊び場についての検討を進め、子どもたちが学習や遊びなどの活動をしやすい環境を整えるとともに、公園等の整備や老朽化に伴う遊具の補修等、子どもの遊び場の確保に努めます。

【具体的な事業】

事業No.	事業名	事業内容	担当課等	備考
72	ふれあい塾運 営事業	学校施設を活用しながら、放課後の小学生の居場所 づくり事業の充実を図り、児童の健全育成を推進し ます。	保育・青少年課	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
		参加児童数	8,780人	10,000人
73	新・放課後子 ども総合プ ラン推進事業	児童クラブとふれあい塾を連携するため、教育委員 会と町長部局とが緊密に連携・協力を図り、関係団 体等を含めた体制の構築を図ります。	保育・青少年課	変更
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
		一体型児童クラブとふれあ い塾開設校区割合	100%	100%
74	子育て支援セ ンター事業 (6再掲)	子育て相談、子育て啓発活動、子育てサークルの育 成、支援などの事業を行います。また、利用のきっ かけづくりとして、定期的なイベントを開催してい きます。	子育て支援課	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
		延べ利用人数	9,342人	9,670人

事業No.	事業名	事業内容			担当課等	備考
75	公園整備等事業	各施設の遊具の改良や、公園の整備を図ります。			都市計画課	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)		
		都市公園数	42箇所	42箇所		
76	児童遊び場の整備	子どもが安心して遊べるような児童遊び場の点検・整備を進めます。			子育て支援課	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)		
		安全基準による点検回数	1回	1回		
		目視等による点検回数	3回	3回		
77	広場等の整備	子どもが安心して遊べるような広場の整備・維持管理を進めます。			保育・青少年課	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)		
		目視等による点検回数	12回	12回		

基本目標5 要支援家庭への取り組み

施策の基本的方向1 児童虐待の防止

児童虐待に関する相談対応件数は増加を続け、特に子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たず、児童虐待問題は、依然として社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっています。

児童虐待を防止するためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアまでの総合的な支援体制を確立するとともに、福祉のみならず、医療、保健、教育、警察等の関係機関との連携を強化していくことが重要です。

児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会を設置し関係諸機関との連携を図りながら、児童虐待の未然防止及び早期発見、事案発生時の適切な初期対応に努めます。

【具体的な事業】

事業No.	事業名	事業内容	担当課等	備考
78	児童虐待防止のネットワーク事業	児童虐待の早期発見、早期対応を目指し、関係機関との連携による児童虐待防止ネットワークを推進し、充実を図ります。	子育て支援課	変更
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
		定例会議（代表者会議・実務者会議・援助活動チーム）の開催回数	9回	13回
		臨時個別ケース検討会の開催回数	29回	36回
79	子育て支援センター事業（6再掲）	子育て相談、子育て啓発活動、子育てサークルの育成、支援などの事業を行います。また、利用のきっかけづくりとして、定期的なイベントを開催していきます。	子育て支援課	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
		延べ利用人数	9,342人	9,670人
80	養育支援訪問事業（11再掲）	乳児家庭全戸訪問や関係機関からの情報収集により把握した、養育支援の必要性があると判断した家庭に対し、訪問支援を実施します。	子育て支援課	変更
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
		訪問家庭数（実数）	12人	17人
		延べ訪問回数（延べ数）	19回	28回
81	子育て支援相談事業（14再掲）	子育て全般についての相談指導と育児情報の提供を行います。	子育て支援課	追加
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
		相談主訴への対応率	100%	100%

施策の基本的方向2 ひとり親家庭への支援

本町のひとり親家庭は、平成27年の国勢調査によると母子世帯数は1,487世帯、父子世帯数は304世帯となっていて、平成22年と比較すると増加傾向にあります。

ひとり親家庭の場合、厳しい労働条件の中で働く親が多いため、経済的にも大きな負担を抱えるケースが少なくありません。また、家事や子育ての役割を一人で担っているため、様々な不安や悩みを抱えています。

今後は、ひとり親家庭の親と子どもが安心して生活していけるよう、経済的負担を軽減し、養育や医療などにおける生活支援を行うため、各種助成制度の充実を図るとともに、制度の周知に努めていきます。

【具体的な事業】

事業No.	事業名	事業内容	担当課等	備考
82	児童扶養手当	18歳到達年度末までの児童（児童に障がいがある場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭等に手当を支給します。	子育て支援課、 神奈川県	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
		神奈川県所管事業のため、進行管理はしません		
83	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の人が病院等を受診したときに支払う医療費のうち、保険診療分の自己負担額を助成します。（所得制限有り）	子育て支援課	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
		助成対象者数	903人	900人
84	各種制度・講座等の情報提供	ひとり親家庭、生活困難、養育困難な家庭向けの各種制度や講座等の情報提供を行います。	子育て支援課	変更
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
		広報掲載回数（児童扶養手当・医療費助成）	1回	2回
85	ファミリー・サポート・センター事業（7再掲）	仕事と育児の両立等のため、相互援助を会員組織により実施します。また、経済的負担の軽減策として、利用料金に対して1時間あたり200円（ひとり親家庭等、生活保護世帯は300円）の町負担を設けます。	子育て支援課	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
		延べ利用件数	1,666件	1,660件
86	母子父子家庭支援相談会	児童扶養手当現況届提出期間中に日程を設けて、県保健福祉事務所の相談員による生活相談を開催します。	子育て支援課、 神奈川県	追加
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
		相談主訴への対応率	100%	100%

施策の基本的方向 3 障がい児施策の充実

障がいや発達に遅れのある子どもが健やかに成長し、身近な地域で安心した生活を送れるようにするためには、一人ひとりの多様なニーズに応じた相談支援など、きめ細やかな対応が求められています。

障がいの早期発見、早期療育に努め、本人や家族の経済的負担の軽減を図るとともに、障がいのある子どもの社会的自立を支援していくため、各種の子育て支援事業との緊密な連携を図ります。

また、一人ひとりの個性や能力を伸ばしていける保育・療育・教育体制の充実に努め、障害の内容や程度に応じた学習の指導・支援を行うとともに、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが共に学び共に育つ学習機会の充実に努めます。

【具体的な事業】

事業No.	事業名	事業内容	担当課等	備考
87	重度障害者等医療費助成事業	重度障がい者等の健康維持、福祉の増進を図るため、重度障がい者等の医療費の自己負担額を助成し、本人や家族の経済的負担を軽減します。	福祉課	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
		給付率（申請に対する給付率）	100%	100%
88	障害児福祉手当	障がい児に手当を支給し、対象者の福祉の向上に寄与します。	福祉課、神奈川県	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
		神奈川県所管事業のため、進行管理はしません		
89	特別児童扶養手当	日常生活に著しい制限を受ける障がい状態にある児童を監護している父母、もしくは養育している養育者に対し手当を支給します。	子育て支援課、神奈川県	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
		神奈川県所管事業のため、進行管理はしません		
90	子育て支援相談事業 (14 再掲)	子育て全般についての相談指導と育児情報の提供を行います。	子育て支援課	追加
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
		相談主訴への対応率	100%	100%
91	母子健康診査事業 (39 再掲)	妊娠経過や乳幼児の成長発達の健診を行い、安心して出産や育児ができるよう支援します。また、異常等があれば早期に医療機関等へつなげます。	子育て支援課	追加
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
		乳幼児健康診査受診率（4つの健康診査受診率の平均）	96.6%	100%

事業No.	事業名	事業内容			担当課等	備考
92	児童発達支援事業	障がい児の日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。また、乳幼児の発達に関して療育相談を実施します。			子育て支援課	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)		
		通園児童数	23人	20人		
93	特別支援教育推進事業（小学校・中学校）	特別支援学級に補助員を派遣するとともに、通常学級に在籍する児童の校外学習や遠足等の行事に介助員を派遣します。また、特別な支援を要する児童のために、町内全小学校に「ふれあい教育支援員」を配置し、学習支援を行います（小学校）。特別支援学級に補助員を派遣するとともに、通常学級に在籍する生徒の校外学習や遠足等の行事に介助員を派遣します（中学校）。			学校教育課	
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)		
		特別支援学級の担当者（補助員を含む）一人あたりが受け持つ児童・生徒数	2人	2人		
94	特別支援学級へのタブレット端末の配置	特別な配慮を必要とする児童・生徒に対し、個のニーズに応じた学習の充実を図るため、未配置の学校に順次、タブレット端末を配置します。			学校教育課	変更
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)		
		タブレット端末の配置率＝ タブレット端末配置数／担当者数（支援員を含む）	—	100%		
95	インクルーシブ教育の推進	障がいのあるなしにかかわらず、すべての児童・生徒が共に学び共に育つ学習機会の充実を図ります。			学校教育課	追加
		指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)		
		特別支援学級在籍児童・生徒や支援を要する児童・生徒も含めた、共に学ぶ学習活動の実施校数	8校	8校		

第6章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

○教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

小学校就学前児童数の推移、ニーズ調査から算出した教育・保育の利用意向や就労希望等、直近の実績や町の実情等を考慮しながら、保育必要性の認定区分、年齢区分に応じた計画期間における各年度の量の見込みを定めます。

○認定区分

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付するしくみとなっており、認定は次の1～3号の区分で行われます。

図表6-1 認定区分

区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の教育を希望する就学前児童 (保育の必要性なし)	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育を希望する就学前児童 (保育を必要とする子ども)	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育を希望する就学前児童 (保育を必要とする子ども)	保育所、認定こども園、地域型保育事業

○教育・保育提供区域

教育・保育提供区域とは、「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」(子ども・子育て支援法第61条第2項)です。

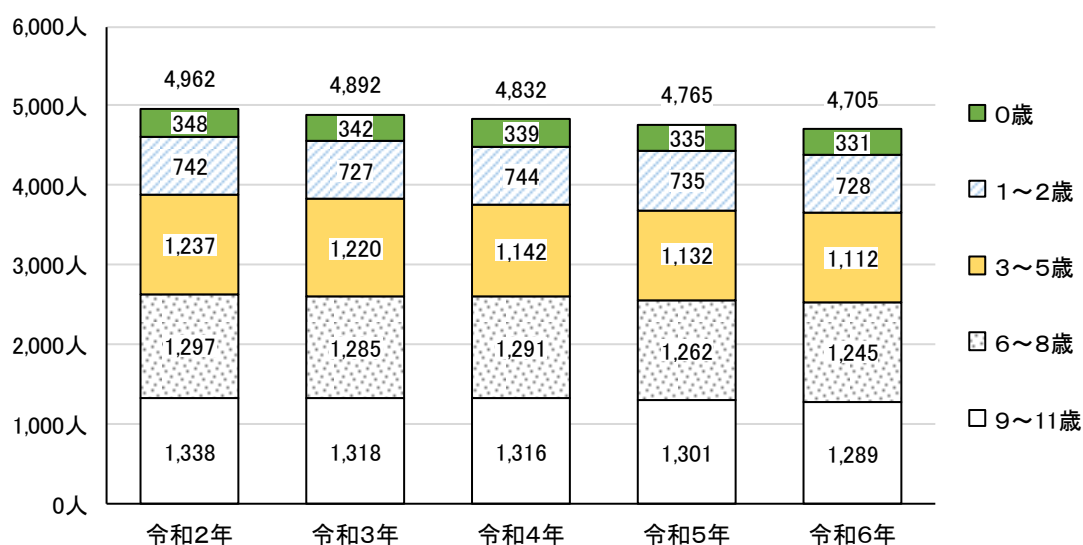
町の区域設定については、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備状況、その他の条件を総合的に勘案し、従来どおり町全体を1区域と設定します。

○児童数の見込み

本計画の対象となる児童数の見込みについては、平成27年から平成31年までの住民基本台帳人口データ（各年4月1日現在）を用いて、コーホート変化率法（同じ期間に生まれた集団について、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法）により、計画の最終年度である令和6年までの推計を行いました。

0～11歳の児童数は、おおむね減少傾向で推移することが予測され、令和2年の4,962人から令和6年には4,705人となり、257人の減少が見込まれます。

図表6-2 児童数の見込み



(単位:人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	348	342	339	335	331
1～2歳	742	727	744	735	728
3～5歳	1,237	1,220	1,142	1,132	1,112
6～8歳	1,297	1,285	1,291	1,262	1,245
9～11歳	1,338	1,318	1,316	1,301	1,289
合計	4,962	4,892	4,832	4,765	4,705

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)による推計

1 教育・保育施設の量の見込みと確保方策

(1) 幼稚園

学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず、子どもの心身の発達を助長するために3歳からの幼児を対象とする教育施設です。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者推計①	700	690	650	640	630
確保提供量②	749	749	749	749	749
1号認定	556	556	556	556	556
2号認定	193	193	193	193	193
差 異 (②-①)	49	59	99	109	119

【確保方策の考え方】

○第1期計画実績の人口に対する割合、伸び率、また幼児教育・保育の無償化が始まったことによる影響などから想定した割合を、令和2年度以降の推計人口に乗じて、利用量を算出しました。

○既に開所している園の定員から、確保提供量が利用者推計を上回る見込みとします。

(2) 認可保育所

「児童福祉法」に基づき、保護者の就労など何らかの理由によって、家庭などでの十分な保育が受けられない乳幼児を保育する施設で、県の認可を受けた施設です。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者推計①	646	651	626	621	611
確保提供量②	630	630	630	630	630
2号認定	378	378	378	378	378
3号認定(0歳)	60	60	60	60	41
3号認定(1・2歳)	192	192	192	192	211
差 異 (②-①)	-16	-21	4	9	19

【確保方策の考え方】

○第1期計画実績の人口に対する割合、伸び率、また幼児教育・保育の無償化が始まったことによる影響などから想定した割合を、令和2年度以降の推計人口に乗じて、利用量を算出しました。

○令和6年度で0歳児と1，2歳児の確保方策を見直すことで、全体の確保提供量が利用者推計を上回る見込みとします。

(3) 認定こども園

小学校就学前の乳幼児に対して幼児教育と保育を提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能を備えた施設です。

本町では、平成30年4月から、幼保連携型認定こども園を開園しています。

【幼稚園部分】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者推計①	100	100	100	100	100
確保提供量②	162	162	162	162	162
1号認定	82	82	82	82	82
2号認定	80	80	80	80	80
差 異 (②-①)	62	62	62	62	62

【確保方策の考え方】

○第1期計画実績の人口に対する割合、伸び率、また幼児教育・保育の無償化が始まったことによる影響などから想定した割合を、令和2年度以降の推計人口に乗じて、利用量を算出しました。

○定員まで達していないため、確保提供量が利用者推計を上回る見込みとします。

【保育所部分】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者推計①	50	50	50	50	50
確保提供量②	50	50	50	50	50
2号認定(保育所部分)	30	30	30	30	30
3号認定(0歳)	6	6	6	6	6
3号認定(1・2歳)	14	14	14	14	14
差 異 (②-①)	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

○第1期計画実績の人口に対する割合、伸び率、また幼児教育・保育の無償化が始まったことによる影響などから想定した割合を、令和2年度以降の推計人口に乗じて、利用量を算出しました。

○利用者推計と確保提供量は、同数の見込みとします。

2 地域型保育事業の量の見込みと確保方策

(1) 小規模保育事業

少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う事業です。

（単位：人）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
利用者推計①	19	19	19	19	19
確保提供量②	19	19	19	19	19
3号認定（0歳）	3	3	3	3	3
3号認定（1・2歳）	16	16	16	16	16
差 異（②－①）	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

○第1期計画実績の人口に対する割合、伸び率、また幼児教育・保育の無償化が始まったことによる影響などから想定した割合を、令和2年度以降の推計人口に乗じて、利用量を算出しました。

○確保提供量と利用者推計を同数としています。

(2) 家庭的保育事業

家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行う事業です。

（単位：人）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
利用者推計①	5	5	5	5	5
確保提供量②	5	5	5	5	5
3号認定（0歳）	1	1	1	1	1
3号認定（1・2歳）	4	4	4	4	4
差 異（②－①）	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

○第1期計画実績の人口に対する割合、伸び率、また幼児教育・保育の無償化が始まったことによる影響などから想定した割合を、令和2年度以降の推計人口に乗じて、利用量を算出しました。

○確保提供量と利用者推計を同数としています。

（３）事業所内保育事業

会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する事業です。

【確保方策の考え方】

○計画上の見込量及び確保提供量の設定はありません。

（４）居宅訪問型保育事業

障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で１対１で保育を行う事業です。

【確保方策の考え方】

○計画上の見込量及び確保提供量の設定はありません。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

○基本型

子育て支援センター内において、子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、子育てコーディネーターが情報提供や相談・助言等を行うなど、当事者目線の寄り添い型の支援を実施します。

○母子保健型

子育て支援課に「子育て世代包括支援センター」を設置し、母子保健や育児に関する様々な悩みなどに助産師や保健師が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施します。

○特定型

待機児童の解消等を図るため、保育・青少年課に保育コンシェルジュを配置し、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に、主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施します。

確保提供量

(単位：か所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基 本 型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1
特 定 型	1	1	1	1	1

【確保方策の考え方】

○第2期計画期間においても、各型の利用者支援事業を継続して実施します。

(2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

量の見込みと確保提供量

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者推計①	9,430	9,490	9,540	9,610	9,670
確保提供量②	9,430	9,490	9,540	9,610	9,670
差 異 (②－①)	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

○子育て支援センターでは、利用者増を図るために様々な講座や教室開催等に取り組むなど工夫を凝らしており、これまでの実績を踏まえて、今後も利用者が増加することを見込んでいます。

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。1人当たり14回分の妊婦健康診査費用補助券を交付しています。

量の見込みと確保提供量

(単位：延人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者推計①	4,072	4,001	3,966	3,920	3,873
確保提供量②	4,072	4,001	3,966	3,920	3,873
差 異 (②－①)	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

○本計画での推計人口は、年々減少していく見込みとなっており、本事業も減少していくことを見込んでいます。
○妊婦の転入・転出等や個々の身体状況により、受診回数は異なりますが、今後も妊娠期間中必要に応じて受診できる体制を整えます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる家庭を保健師等が訪問し、発育・栄養・育児・生活環境等の相談や、子育て支援に関する情報提供、養育環境等の把握を行う事業です。

量の見込みと確保提供量

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者推計①	331	325	322	318	314
確保提供量②	331	325	322	318	314
差 異 (②-①)	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

- 本計画での推計人口は、年々減少していく見込みとなっており、本事業も減少していくことを見込んでいます。
- 里帰り出産等で4か月までに訪問できない家庭もありますが、出生予想数の95%にあたる訪問数を計画しており、訪問できなかった家庭に対しては、4か月児健診等で全家庭の状況把握に努めます。

(5) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業で把握した「保護者の養育上の支援が特に必要と認められる」家庭を訪問し、その先につなげるための相談・指導・助言その他の援助を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

量の見込みと確保提供量

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者推計①	13	13	13	13	13
確保提供量②	13	13	13	13	13
差 異 (②-①)	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

- 近年の急速な核家族化や地域社会のつながりの希薄化などにより、子育て家庭の孤立化が顕在化してきたことから、今後、本事業の対象者はさらに増加することが見込まれます。
- 子育て支援相談員による訪問体制を維持するとともに、利用者支援事業母子保健型（子育て世代包括支援センター）による切れ目ない支援と併せて、適切な支援を実施します。

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【確保方策の考え方】

○第1期計画期間中の利用見込・供給確保の設定はなく、本計画策定に当たって実施したニーズ調査においても該当項目に関する利用意向の回答はなかったため、本計画期間においても利用者推計及び確保提供量の設定はありません。

(7) ファミリー・サポート・センター（就学児のみ）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

ここでは就学児のみを対象としており、乳幼児については(8)一時預かり事業の②一時預かり事業（幼稚園型以外）で対象としています。

量の見込みと確保提供量

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者推計①	970	960	960	950	940
確保提供量②	970	960	960	950	940
差 異 (②-①)	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

○第1期計画の実績を踏まえ、令和2年度以降の人口に対する利用率を推計人口に乗じて第2期計画期間中の利用量を見込みます。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

①一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園在園児を対象として、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、希望者を教育（保育）する事業です。園によって実施日や実施時間などの状況は異なります。

量の見込みと確保提供量

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者推計①	12,600	12,600	12,600	12,600	12,600
確保提供量②	12,600	12,600	12,600	12,600	12,600
差 異 (②－①)	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

- 第1期計画実績の人口に対する割合、伸び率等から想定した割合を、令和2年度以降の人口推計に乗じて、利用量を算出しました。
- 令和2年度以降の人口推計が減少傾向であること、幼児教育・保育の無償化の影響を勘案し、利用者推計と確保提供量を同数と見込みます。

②一時預かり事業（幼稚園型以外）

幼稚園型を除く一時預かり事業で、内訳は次の3事業です。

○ファミリー・サポート・センター事業（就学前）

乳幼児の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

○一時保育事業

日頃保育所を利用していなくても、一時的に児童を預けることができる事業です。

町内の保育所4園で通常の保育の余裕活用型として実施しています。

○夜間養護等事業（トワイライトステイ）

保護者の帰宅が遅い場合や休日に不在の場合に、夜間・休日に児童養護施設等で児童を預かる事業です。

量の見込みと確保提供量

（単位：人日）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者 推計	ファミサポ（就学前）	770	760	730	730	720
	一時保育事業	700	700	700	700	700
	合計①	1,470	1,460	1,430	1,430	1,420
確保 提供量	ファミサポ（就学前）	770	760	730	730	720
	一時保育事業	700	700	700	700	700
	合計②	1,470	1,460	1,430	1,430	1,420
差 異（②－①）		0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

○ファミリー・サポート・センター事業（就学前）及び一時保育事業は、対象者の推計人口が減少傾向となっているものの、幼児教育・保育の無償化や女性の就業率の増加傾向等を踏まえ、一定程度の利用者を見込んでいます。

○一時保育事業は、引き続き、町内の保育所4園で通常の保育の余裕活用型として実施します。

○夜間養護等事業（トワイライトステイ）の利用者推計及び確保提供量の設定はありません。

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

量の見込みと確保提供量

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者推計①	350	350	340	340	330
確保提供量②	350	350	340	340	330
差 異 (②－①)	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

- 第1期計画は実人数にて算出していましたが、平成29年度の見直しにおいて、延べ人数にて算出しました。本来は実人数で算出すべき項目であるため、第2期計画は実人数にて算出しています。
- 第1期計画時実績の人口に対する割合、伸び率等から想定した割合を、令和2年度以降の推計人口に乗じて、利用量を算出しました。

(10) 病児・病後児保育事業

病気や病気回復期の病児や、突然の発熱等で集団保育が困難な児童を、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

【確保方策の考え方】

- 利用者推計・確保提供量の設定はありませんが、県内でも取り組んでいる自治体が増えてきている状況を踏まえ、早期実施を目指して具体的な検討を行うこととします。

(11) 放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

量の見込みと確保提供量

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者推計	1年生	116	119	123	125	128
	2年生	80	82	84	87	88
	3年生	51	53	54	56	57
	4年生	31	32	33	34	35
	5年生	6	6	6	6	6
	6年生	1	1	1	1	1
	合計①	285	293	301	309	315
確保提供量	1年生	91	109	123	125	128
	2年生	65	76	84	87	88
	3年生	42	49	54	56	57
	4年生	25	29	33	34	35
	5年生	6	6	6	6	6
	6年生	1	1	1	1	1
	合計②	230	270	301	309	315
差 異 (②-①)		▲55	▲23	0	0	0

【確保方策の考え方】

○平成31年4月現在、各小学校区に1か所（南小学校区は2か所）の放課後児童クラブを設置しています。

○児童数が増加傾向にあり、待機児童数の多い旭小学校区については、令和3年度に新たに1か所施設を整備し、40名程度の定員を確保します。その後は、定員数の見直しの検討、公共施設等の児童クラブとしての活用に関する検討、民間資源の活用に関する検討等を行い、提供量の確保に努めます。

(12) 実費徴収に伴う補足給付事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【確保方策の考え方】

○国が設定する対象範囲と上限額を基に、助成を実施します。

(13) 多様な主体の参入促進事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

【確保方策の考え方】

○新規施設等に対する相談・助言等を実施します。

4 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容に関する事項

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設であり、保護者の就労状況等に関わらず利用できることから、今後もニーズが高まることが考えられます。

新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行をしやすいするなど、普及が図られています。

町においても、幼稚園・保育所からの認定こども園への移行や、新設の認定こども園の整備など、状況に応じて普及を推進していきます。

(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等の市町村が行う必要な支援に関する事項

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するには、幼稚園教諭、保育士等の専門性や経験が重要になります。

教育・保育の一体的提供に関する意義や課題を共有できるよう、幼稚園教諭と保育士の合同研修の開催等について支援していきます。

(3) 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

すべての子どもが健やかに育つためには、特に乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることに留意し、発達段階に応じた質の高い教育・保育、地域子育て支援事業が適切に提供されることが重要です。

子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、地域社会全体ですべての子育て家庭を支えていけるよう、子育て支援施策を推進していきます。

(4) 教育・保育施設と地域型保育事業者の相互連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

安心して子どもを産み育てられるように、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を提供することが必要であり、そのためには子ども・子育て支援に関わる者同士の密接な連携が重要になります。

特に、満3歳未満の子どもを保育する地域型保育事業について、満3歳以降も継続して質の高い教育・保育が受けられるように、教育・保育施設と地域型保育事業者の円滑な連携を推進します。

また、幼・保・小の交流や連携を推進することで、幼児期の教育・保育の充実や、小学校への円滑な接続を図ります。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

(1) 公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案した給付方法の検討に関する事項

新制度に移行していない幼稚園に係る就園奨励費の事務との連続性に配慮するよう努めます。

なお、給付の実施回数については、年4回を目安とするとともに、子ども・子育て支援法第30条の11に基づき特定子ども・子育て支援施設等に対して施設等利用費を給付する場合は、特定子ども・子育て支援施設等における資金繰りに支障を来すことのないよう給付の時期についても配慮するよう努めます。

(2) 特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使に関する事項

確認に伴う指導監査等を実施するための要綱、基準等を定めるとともに、県に対し施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請するなど、県との連携に努めてまいります。

6 任意記載事項

(1) 産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

子育て支援総合窓口（利用者支援事業）の設置や、子育て情報の提供により、利用者のニーズに応じた子育て支援に結び付けられるよう努めます。

本計画では就学前の子どもの保護者に対するニーズ調査の結果を踏まえて、教育・保育の量の見込み及び確保方策を定めています。この量の見込み及び確保方策を基に特定教育・保育施設等を計画的に整備することで、産前・産後休業、育児休業明けに特定教育・保育施設等が利用できるような環境を整えていきます。

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

県が行う施策との連携を図り、町の実情に応じて、次に掲げる施策を推進していきます。

- ① 児童虐待防止対策の充実
- ② 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- ③ 障がい児施策の充実等

(3) 労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

仕事と生活の調和の実現のために、労働条件の向上や育児休業制度の普及などについて広報、啓発を行うなどの支援を推進していきます。

② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

延長保育や児童クラブなどの様々な保育サービスの充実を図るなど、多様な就労形態に対応した子育て支援を推進していきます。

男女が協力して子育てを行い、男女ともに仕事と子育ての両立ができるように、男性の子育てへの参加を推進していきます。

第7章 新・放課後子ども総合プラン行動計画

1 新・放課後子ども総合プランについて

共働き家庭等のいわゆる「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、小学校に就学しているすべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、平成26年7月に国において「放課後子ども総合プラン」が策定されました。

同プランでは、放課後児童クラブについて平成31年度末までに約30万人分を新たに整備するとともに、すべての小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施すること（以下「一体型の実施」といいます。）が目標とされ、全国的に取り組みが進められてきました。

しかしながら、近年の女性就業率の上昇等により、さらなる共働き家庭の児童数増が見込まれることから、放課後児童クラブの追加的整備が不可欠な状況となっています。

また、一体型の実施について目標とする整備箇所数には達していないものの、すべての児童が放課後に多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子ども教室（以下「両事業」といいます。）の実施に向け、両事業に関係する自治体や事業者が、連携を一層深めていくことが求められています。

こうした状況を踏まえ、国では、両事業の継続的な整備の必要性から、両事業の連携を前提とした新しいプランとして「新・放課後子ども総合プラン」を平成30年9月に取りまとめ、平成31（令和元）年度から、この「新・放課後子ども総合プラン」による取り組みを進めることとされたものです。

2 事業計画

新・放課後子ども総合プラン（以下「新プラン」といいます。）では、市町村が計画的に両事業の整備を進めていけるよう、新プランに基づく取組等について、国は子ども・子育て支援法第60条の規定に基づく「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」や、次世代育成支援対策推進法第7条第1項の規定に基づく「行動計画策定指針」を見直す中で記載し、市町村はこれらの指針に則して、市町村行動計画等に盛り込むべき内容を、市町村子ども・子育て支援事業計画または新プランの市町村行動計画に盛り込むこととされています。

このことから、町における新プランの行動計画として、本計画に包含する形で一体的に策定することとするものです。

3 町における取り組み

町では、各小学校区において両事業を同一敷地内において実施していることから、すでに一体型の実施についてはできています。

しかしながら、平成28年度に開催した「放課後子ども総合プラン運営委員会」での検討結果として、両事業の対象児童や事業実施時間帯の違いなどがあることから、さらに連携して実施するために、放課後子ども教室の「ふれあい塾」の拡充を図ることが、方向性として示されました。具体的には、実施日を現行の週3日から週5日に増やすことや、そのために必要な見守りボランティア人材確保のための謝礼の増額などです。

令和元年度においては、まず、今後の見守りボランティアの増員につなげるため、謝礼の増額を行いました。その状況等を踏まえながら「新・放課後子ども総合プラン運営委員会」等において、その後の進め方等を検討していくこととします。

4 一体型の実施についての目標事業量等

(1) 放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

量の見込みと目標整備量

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者推計	1年生	116	119	123	125	128
	2年生	80	82	84	87	88
	3年生	51	53	54	56	57
	4年生	31	32	33	34	35
	5年生	6	6	6	6	6
	6年生	1	1	1	1	1
	合計①	285	293	301	309	315
目標整備量	1年生	91	109	123	125	128
	2年生	65	76	84	87	88
	3年生	42	49	54	56	57
	4年生	25	29	33	34	35
	5年生	6	6	6	6	6
	6年生	1	1	1	1	1
	合計②	230	270	301	309	315
差 異 (②-①)		▲55	▲23	0	0	0

(2) 放課後子ども教室（ふれあい塾）の整備計画

学校施設を活用しながら、放課後児童の安全・安心な居場所づくりと、学年の垣根を超えた多様な体験・活動を通じて、児童の健全育成を推進する事業です。

ふれあい塾の整備計画

(単位：か所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学 校 数	5	5	5	5	5
実施校数	5	5	5	5	5

第8章 子どもの貧困対策

1 子どもの貧困対策について

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の第1条には、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべての子どもが健やかに育成され、教育の機会均等が保障され、夢や希望を持つことができるように、児童の権利に関する条約の精神に則して、貧困対策を推進することを目的とする旨が定められています。

町では従来から、貧困が世代を超えて連鎖しない社会を目指して様々な事業を実施していますが、令和元年6月の法改正に伴い、市町村における計画的な取り組みを推進するために、市町村計画の策定が努力義務となったことから、本計画に子どもの貧困対策を整理して位置づけ、町としての取り組みを進めていくものです。

2 市町村計画

子どもの貧困対策の推進に関する法律では、地方公共団体には地域の状況に応じた施策を策定し実施することが求められています。市町村計画は、この施策を推進するために、国が定める「子供の貧困対策に関する大綱」と県が定める県計画を勘案して、市町村が定めるものです。

町では、これまでも「経済的支援」「教育の支援」「生活の支援」の3つの支援を中心に、子どもの貧困対策に関連する事業を実施していますが、その他に県の所管による事業も施策の重要な位置づけを占めています。子どもの貧困対策は、町だけでなく、国や県も含めた関係機関相互の連携により推進されることが重要です。

3 町における取り組み

町は従来から様々な事業に取り組んでいますが、子どもの貧困対策に特化したものではなく、「経済的支援」「教育の支援」「生活の支援」の3つの支援について、県の事業も含めて相互に連携しながら取り組んでいるものです。

事業No.	事業名	事業内容	担当課等
8	民生委員児童委員活動事業	子育てひろばを開催し、地域の子育て世帯の交流を促進します。また、地域の相談役として、町民からの相談に応じ、必要な情報提供や支援を行います。	福祉課
14	子育て支援相談事業	子育て全般についての相談指導と育児情報の提供を行います。	子育て支援課

事業No.	事業名	事業内容	担当課等
28	就学援助等事業 (小学校・中学校)	経済的理由により就学困難と認められる町立小・中学校の児童生徒の保護者に対し、学用品費や学校給食費など義務教育でかかる費用の一部を援助することにより、経済的理由による未就学を解消し、義務教育の円滑な実施を図ります。町立小・中学校の特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対し、学用品費や学校給食費など義務教育課程でかかる費用の一部を援助することにより、保護者の経済的負担を軽減し、特別支援学級における教育の普及奨励を図ります。	学校教育課
34	生活保護	生活に困窮している人に最低限度の生活を保障し、自立支援を図ります。	福祉課、 神奈川県
35	生活困窮者自立相談支援事業	生活保護に至る前の支援で、支援計画の作成や就労促進等の支援や、一定の期間家賃相当額の支給等を行います。	神奈川県、 神奈川県社会福祉協議会
51	教育相談事業	不登校や様々な問題を抱えている家庭に対して、相談指導教室専任教員、児童精神科医師、心理士、訪問相談員、学生相談員等による相談活動を行い、児童生徒及び保護者の心の安定を図り、よりよい学校生活を送らせるために支援を行います。	学校教育課
82	児童扶養手当	18歳到達年度末までの児童（児童に障がいがある場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭等に手当を支給します。	子育て支援課、 神奈川県
83	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の人が病院等を受診したときに支払う医療費のうち、保険診療分の自己負担額を助成します。（所得制限あり）	子育て支援課
84	各種制度・講座等の情報提供	ひとり親家庭、生活困難・養育困難な家庭向けの各種制度や講座等の情報提供を行います。	子育て支援課
86	母子父子家庭支援相談会	児童扶養手当現況届提出期間中に日程を設けて、県保健福祉事務所の相談員による生活相談を開催します。	子育て支援課、 神奈川県

※事業の内容等については第5章と同じです。

第9章 計画の推進体制

1 計画の推進

子ども・子育て支援新制度における教育・保育、地域子育て支援事業の整備及び、次世代育成支援行動計画を継承する施策事業は、福祉、保健、医療、教育、商工労働、まちづくりなど広範囲にわたり、それぞれが連携をとりながら基本理念に沿った事業を展開することが必要です。

そのため、計画の着実な実行を促すとともに、その目標を達成するため、庁内の連携を図るものとしします。

2 計画の進行管理

5年という短期間に実効ある計画の推進を図るため、事業ごとの進行状況を年度ごとに「寒川町子ども・子育て会議」に報告し、適正な進行管理を実施していきます。

また、社会経済情勢等の変化に対応して、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行っています。

3 計画の進行状況の公表

計画の進行状況を、毎年ホームページ等で町民にわかりやすく公表します。

4 国・県への要望

子ども・子育て支援は、国、県、町が一丸となって取り組むべき課題であり、直接、町民のニーズ・評価を把握できる立場の町として施策の拡充を積極的に国、県に要望します。

第2期寒川町子ども・子育て支援事業計画（案）

発 行：寒川町 子育て支援課

発行年月：令和2年3月予定

〒253-0196 神奈川県高座郡寒川町宮山 165

TEL：(0467) 74-1111 FAX：(0467) 74-5613

ホームページ：<http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/>
